

東日本大震災
復旧期の取組
記録誌

第1章

復興に向けた取組のポイント

第1節 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築

どのような災害からも「県民の命と財産を守る」
市町における災害に強い復興まちづくりを推進しました

震災直後の状況と課題

平成23年3月11日午後2時46分ごろ、国内観測史上最大級となる三陸沖を震源とするマグニチュード(M)9の巨大地震(東北地方太平洋沖地震)が発生しました。

県内では、栗原市で最大の震度7、県北部で震度6強、県南部で震度6弱を観測しました。

この地震により、気象庁は、午後2時49分に本県を含む太平洋沿岸6県などに大津波警報を発令。県内では、高いところで15mを超える大津波が押し寄せ、沿岸地域を中心に壊滅的な被害を及ぼしました。

気象庁の大津波警報での予想津波高は、当初6mでしたが、25分後には「10m以上」に切り替えられ、テレビやラジオ等のマスコミや、各市町の防災無線などで、高台への避難が呼びかけられました。

沿岸地域の方々の多くは、地震発生後、速やかに建物の屋上や高台などに避難しましたが、これほどの大津波が来ることを予測できなかったため、多くの犠牲者

が生まれました。

津波により、沿岸部の低平地部は広い範囲で浸水し、多くの住宅や社会資本、民間企業設備等が損壊等の被害を受けました。

県内における津波浸水面積は327kmにも及び、岩沼市や亶理町、山元町では、可住地面積の5割を超え、石巻市や南三陸町では、浸水域の人口が総人口の7割を超えました。

本県におけるこれまでの津波対策は、三陸高潮対策事業やチリ地震津波対策事業として、昭和三陸津波やチリ地震津波を参考にして進めてきました。今回の震災は、未曾有の大災害となり、今まで進めてきた防災対策に対して多くの課題が示されました。

仙台湾を襲った大津波は、高潮や波浪を対象に計画高を決定した第一線の海岸堤防をはるかに超えて、内陸へ深く進入しました。海岸線を越えて遡上した大津波は、地盤高の低い海岸線の松林を根こそぎ倒伏させ、構造物をことごとく破壊しました。

さらに陸上に上がった津波は、戻り流れとなり、破壊した家屋や港湾貨物などを次々と海に流出させ、第一波の越流で破壊した海岸堤防をさらに陸側から破壊し、壊滅的な被害を与えました。

河川を遡上した津波は、地震動に耐えた河口付近の橋梁を波圧と揚圧力により落橋させました。

また、リアス式海岸での大津波は、すさまじい破壊力で海岸沿いに密集した家屋はもとより、鉄筋コンクリート(RC)構造の業務ビルを基礎杭諸共に倒壊させ、防潮堤、水門、港湾及び漁港などの沿岸部の施設を壊滅的に破壊しました。



写真:震災後の開上地区(名取市)

復興に向けた取組の概要

沿岸部の各地では「高台へ逃げる」といった、津波から身を守る言い伝えなどが伝承されておりましたが、避難が徹底されずに、多くの犠牲者を出しました。

これまでの津波対策では、過去の津波の発生メカニズムや津波高など、科学的に立証できる事象を対象に設計諸元を定め海岸堤防等の防護施設を整備することが防災対策の主眼で、計画を超える大津波については、想定外として防災計画に位置づけることはありませんでした。

今回の震災により、これからの津波対策における想定津波高は、数十年から百数十年に一度発生する「比較的頻度の高い津波」と「最大クラスの津波」の2段階とし、比較的発生頻度の高い津波に対しては、生命・財産の保護や経済活動の場を確保するため、一定程度の津波高を想定した海岸堤防を整備することに加え、第一線の海岸堤防を乗り越えるような大津波の場合には、津波が越流したとしても、壊滅的な被害にならないよう、「命」を守ることを最優先に、安全で確実に避難でき

る避難路や避難施設を整備することとしました。また、適時適切な災害情報の提供が必要であり、そのため、防災施設については、容易にその機能が滅失しないように粘り強い構造とすることや各種施設等に一層の耐災性を具備させることのほか、土地利用計画による誘導を図るなど、様々な施策を組み合わせ、被害を最小限に抑えるために有効な大津波対策を総合的に促進しました。

仙台湾南部海岸のような低平地では、海岸堤防に加え、道路等の高上げや避難計画等を組み合わせた多重防御体制を

とった一方、三陸地域のようなリアス式海岸の地域では多重防御が難しいため、津波襲来時にも浸水しない高台に居住地を配置する高台移転を推進しました。

主な取組

- 高台移転、職住分離
- 多重防御による大津波対策
- 安全な避難場所と避難経路の確保
- まちづくり支援
- まちづくりプロセスの確立
- 「命の道」となる道路の整備促進

■図:災害に強いまちづくり宮城モデル構築【高台移転・職住分離・多重防御のイメージ】



取組
01

多重防御による大津波対策

～比較的頻度の高い津波に対応した防潮堤や多重防御施設の整備～

沿岸防護施設の高さは、国の中央防災会議専門部会により、発生頻度が数十年から百数十年に一度程度の「比較的頻度の高い」津波を基本に堤防の設計を行い、県内では、三陸南沿岸を14、仙台湾沿岸を8、合計22の地域海岸に区分し、高さを設定しました。

また、管理者が異なる所管施設間での堤防高について、統一性を持たせるよう計画面で整合を図りました。

仙台湾沿岸市町において計画されている「多重防御」を基本としたまちづくりを実現するため、多重防御機能を有する盛り

土構造の道路整備の考え方を整理し、その重要性和効果について関係機関等の理解を得て、復興交付金事業による整備が認められました。

この道路は、一次避難に加えて、津波避難タワー等の避難場所からの二次避難や、被災者の救出に使用する「避難路・救出路」として整備することとし、その構造については、今回の津波の被災状況を踏まえて、津波により冠水した場合でも水はげが早く、早期の啓開・救出を可能とする2m以上

の盛土構造とし、津波襲来後にも施設機能を維持できる10m以上の幅員を確保することとしました。

県管理道路については、復興交付金を活用し、(主)相馬亘理線、(一)荒浜港今泉線、(都)門脇流留線の3路線が採択され、調査設計に着手しました。

また、市町の計画する多重防御施設についても、県が一体的に、復興庁との調整を推進しました。



写真：荒浜海岸堤防の復旧工事(仙台市)

■図：多重防御のイメージ

取組
02

高台移転、職住分離

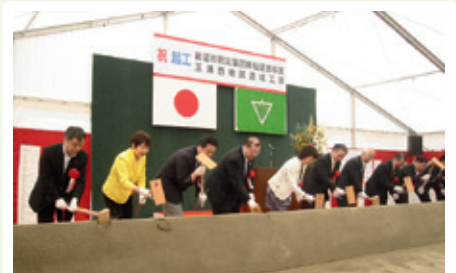
～多重防御が難しい地域においては居住地を高台に設置～

三陸地域のようなリアス式海岸の地域では、海岸近くまで山(斜面)が迫っているため、平地部が狭く、多重防御による津波対策が難しいため、今回のような大津波が襲来した場合でも浸水しない高台への居住地設置を推進しました。

沿岸部の狭い低平地部に形成されていた集落では、集落の全域が被災したところも多く、集落全体が高台へ移転する集団移転が計画される地域もありました。

防災集団移転促進事業については、計画されている12市町195地区について、早期の造成工事に着手できるよう、市町に対する指導・助言を行いました。

平成24年8月5日に、岩沼市の玉浦西地区において、県内初の起工式が行われたのを皮切りに、平成26年3月末まで182地区で造成工事に着手するとともに、12地区で住宅等の建築が可能となりました。

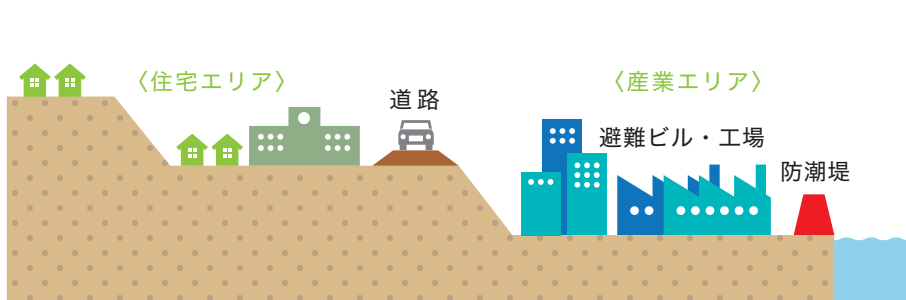


写真：玉浦西地区防災集団移転促進事業起工式(岩沼市)

被災市街地復興土地区画整理事業については、平成26年3月末現在で、10市町27地区で都市計画決定しており、そのうち10市町31地区で事業認可されました。また、このうち11地区において、工事に着手しました。

津波復興拠点整備事業については、平成26年3月末現在で、6市町8地区で都市計画決定しており、そのうち6市町8地区において事業認可されました。

■図：高台移転・職住分離のイメージ



取組
03

安全な避難場所と避難経路の確保

～今回の津波の経験を踏まえた避難対策の推進～

津波避難路については、今回の津波の経験を踏まえて徒歩避難を原則としながらも、災害時要援護者や避難困難地域で業務に従事する人などのスムーズな避難を可能とするために、自動車による避難も想定することにするなど、その考え方を「津波避難のための施設整備指針」として整理しました(平成24年3月)。

避難路・救出路の設定にあたっては、本指針に基づき、避難困難地域の抽出や避難場所、避難ビルなどを検討し、今回のよ

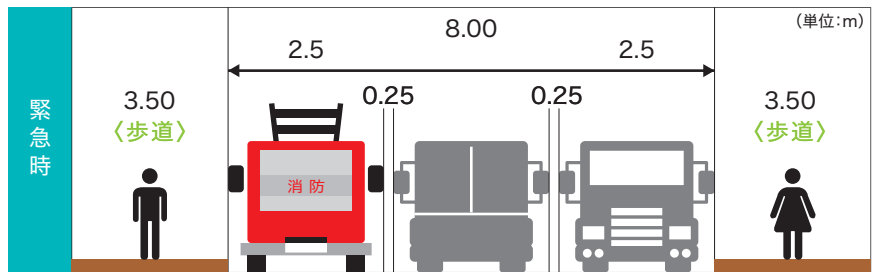
うな大規模な津波災害が発生した場合でも、一次避難に加えて、津波避難タワーなどの避難場所からの二次避難や被災者救出に使用できるよう配慮するため、構造は、津波により冠水した場合でも水はけが早く、破損が生じにくい高さ2m以上の盛土構造とし、災害時の消防・救助活動や避難時の自動車の乗り捨ても想定して、路側に緊急車両を停車しても避難車両がすれ違いを可能にする幅員を確保する独自基準を定め、施行しました。

また、今回の震災では、避難した地域や建物が孤立化したところがあったことから、内陸部から避難場所を結ぶ早期通行が可能な道路ネットワークの整備を推進しました。



写真:津波避難ビル(石巻市)

■図:津波避難路の考え方(県独自基準)



出典:県道の構造の技術基準等を定める条例

取組
04

まちづくり支援

～市町の復興まちづくりを技術的にサポート～

被災直後の市町は震災対応に追われ、専門職員が不足するなど、復興まちづくり計画を検討する余裕がなかったことから、県においてたたき台を市町に提供するとともに、その実現に向けて、国に対して財政措置を要請しました。

また、県と市町が相互に問題意識を共有できるよう、勉強会、意見交換会を開催するとともに、「復興まちづくり通信」を発行するなど、各市町におけるまちづくりの進捗や懸案事項に関する情報共有を図りました。



写真:復興まちづくり通信

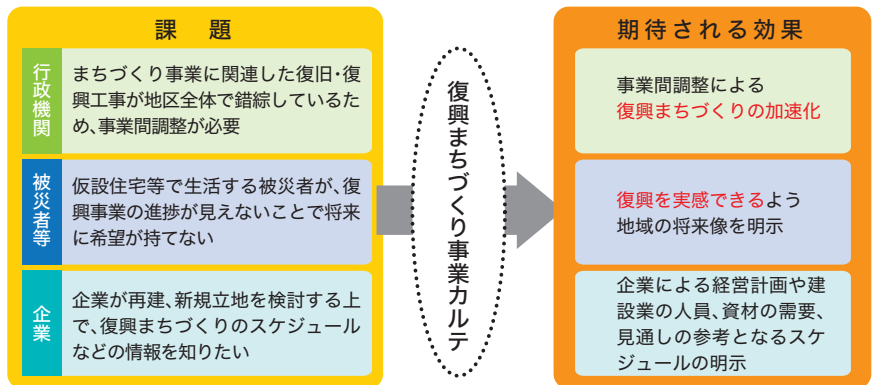
市町職員等を対象に被災市街地復興土地区画整理事業や防災集団移転促進事業に関する事業勉強会を開催し、制度活用を進めるとともに、チェックリストを作成するなど、市町における事業計画等の作成を支援しました。

被災市町では、復興まちづくりに係る工事が集中し、業務が膨大な量となることが予想されることから、コンストラク

ションマネジメント(CM)方式等の市町のニーズを踏まえた入札契約方式について必要な制度設計の検討を行い、市町の負担軽減を図りました。

さらには、復興まちづくりに係る各種事業の行程調整を行うため「復興まちづくり事業カルテ」を作成し、公表しました。

■図:復興まちづくり事業カルテ



取組
05

まちづくりプロセスの確立
自治体と住民の協働を支援します

自治体と住民が協働して、社会資本の整備や電線の地中化をはじめとする景観の形成などのコンセプトを具体化していく復興まちづくりのプロセスを確立させる取組を支援しました。

まず、快適で安心して暮らせるまちづく

り推進のうち、津波被害を受けた沿岸14市町(仙台市を除く)において、住民が震災前よりも安全な暮らしができるよう、防災機能を強化して地域の自立や地域経済の活性化に向けた「復興まちづくり計画」の策定を支援しました。さらに、その実現のた

めの整備手法について、国に対して既存制度の拡充や津波防災整地費など新たな手法の創設を要望し、認められました。このうち被災市町では、被災市街地復興土地区画整理事業34地区、防災集団移転促進事業195地区、津波復興拠点整備事業12地区で整備計画を策定し、都市計画決定や事業許可、国土交通大臣同意等が円滑に進むよう支援を行いました。

また、復興まちづくり事業について事業担当課とともに、市町へ住民意向結果に基づく適規模への計画見直しを指導しました。さらに、移転先団地での無電柱化を積極的に導入するよう支援し、岩沼市の玉浦西地区で事業化しました。



写真：防災集団移転促進事業説明会

取組
06

「命の道」となる道路の整備促進
災害時に重要な役割を果たす主要道路や離島をつなぐ道路を整備します

今回の震災において、救急救命活動や緊急物資輸送など重要な役割を果たした三陸縦貫自動車道では、平成27年度の供用に向けて、仙塩道路や矢本石巻道路の4車線化事業が進められています。気仙沼・本吉地区の新規区画については、国から用地取得事務の一部を受託し、県土地開発公社と一体になって用地取得を進めました。全線供用は早期に図られるよう、国と連携を図りながら支援を行いました。そして、県道

路公社が進めている仙台松島道路の4車線化については、松島海岸IC～松島北IC間の4車線化が終了し、平成26年3月に供用が開始されました。

また、半島部などの集落をつなぐ国道や県道についても災害に強い道路となるよう整備を進めています。今回、長期間にわたって孤立した大島については、大島と本土を結ぶ「大島架橋」事業は平成30年度の供用開始に向けて、橋梁本体工事に着手しまし

た。県際道路である国道347号については、通年通行に向けて加美町宇津野と柳瀬地区の道路改良事業を進め、雪崩対策工事にも着手しました。国道398号(石巻バイパスⅡ期)については、地盤改良や橋梁工事を進めました。国道113号(蔵本工区)についても事業に着手し、調査・設計を始めまし

図：三陸縦貫自動車道

出典：3.11 復興道路・復興支援道路サイト(国土交通省東北地方整備局)



写真：大島架橋事業着工式(気仙沼市)

第2節 水産県みやぎの復興

漁業生産量第二位の水産県みやぎ

沿岸地域の再生を実現させるべく、水産業の復興を促します

被災直後の状況と課題

県内の沿岸市町では、巨大地震の後に何度も押し寄せた大津波により、産業や生活の基盤に壊滅的な被害を受けました。

沿岸部の基幹産業である水産業に与えた被害は甚大で、漁船や漁具、養殖施設、魚市場、水産加工場等に加えて、その影響は造船場などの関係産業にも及びました。

今回の震災に伴う水産関係被害額は、全国で1兆2,500億円を超えると推測されていますが、宮城県はその5割を超える約6,800億円と推計されています。

およそ12,000隻の漁船が海底に沈んだり、沖に流されたり、また陸上に打ち上げられるなどして使用不可能となったほか、県内の142漁港全てにおいて、防波堤や岸壁等の漁港施設、その背後に立地していた水産関連施設などが、津波による流失や損壊の被害を受けました。



写真：被災した漁船（南三陸町）

また、地震による地盤沈下も深刻で、漁船が岸壁に係留できる時間や水揚げ時間などが制限され、漁港背後地では、満潮時などに冠水する範囲が広範囲に広がるなど、復旧・復興の足かせとなりました。

栽培漁業の根幹となる種苗生産施設や多くのサケふ化場が壊滅的な被害を受け、安定的な栽培漁業の継続が困難な状況となりました。

津波によるアワビ等の磯根資源の減少も懸念され、アサリやアカガイ等の埋性二枚貝類の漁場も被災したことから、それらの資源回復や漁場修復が課題となりました。

養殖施設も壊滅的な被害を受けました。養殖いかだは、津波によって破壊され、流出し、それまで丹念に育ててきた水産物も収穫を前に全て流されてしまいました。再開に向けて、資材や種苗の確保に加えて、復旧費用の捻出が課題となり、震災以前からの高齢化や、震災の影響による就業者の減少などから、担い手不足が

懸念されました。

津波により海に流出した建物の残がいや木材、壊れた船や漁具など、大量の災害廃棄物が漂流・堆積し、湾内や航路をふさいでいたため、その影響も深刻でした。また、沿岸部の下水処理施設の稼働停止や大量の重油流出等による水質環境の悪化も懸念されました。

水産加工業では、修繕や仮設工場の設置までの間の休業により、販売先を失ってしまう事業者もあり、販売先シェアの回復が課題となりました。

震災とともに発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に起因し、高濃度汚染水が海洋に流出したことから、海洋環境における放射能の状況や水産物の安全性に与える影響などが懸念され、特に福島県に隣接する本県は、消費者の関心が非常に高く、放射性物質検査など厳格な対応が求められています。

水産関係の主な被害

漁船：壊滅的／約12,000隻

漁港：全漁港で壊滅的被害／142漁港

被害を受けた養殖種類：ギンザケ、ホタテ、カキ、ホヤ、コンブ、ワカメ、ノリ類など

市場：すべて被災／10市場。壊滅的被害（全壊、浸水、設備破損など）

水産加工施設：半数以上が壊滅的被害。全壊304、半壊17、浸水29／439施設

復興に向けた取組の概要

本県の水産業の復興にあたっては、震災による壊滅的な被害から早急に復旧を遂げ、震災前以上に発展することが出来るよう、単なる原型復旧ではなく「新たな水産業の創造」をめざして、漁港のあり方と集約再編の検討、経営形態の見直しな



写真：水揚げが再開した石巻魚市場（石巻市）

ど、新しい考え方や取組を積極的に取り入れながら、関係者の総力を結集して、本県水産業の抜本的な再構築を推進しました。

県では、平成23年10月に、「宮城県水産業復興プラン」を策定し、「水産業の早期再開に向けた取組」や「水産業集積地域、漁業拠点の集約再編」、「新しい経営形態の導入」、「競争力と魅力ある水産業の形成」、「安全・安心な生産・供給体制の整備」の5つの施策の柱のもと、被災者支援を中心とする生活支援や生産基盤、経営基盤を復旧するとともに、水産業集積拠点や漁港の本格的な整備推進、経営の安定化・効率化などに取り組み、平成29年度までに震災前の状況まで復旧させ、さらに平成32年度までに、水産都市・漁港地域全体の活性化を図りながら競争力と

魅力ある新たな水産業の実現を目指すこととしました。



写真：サンマの水揚げ（女川町）

主な取組

- 水産業集積地域、漁業拠点の集約再編
- 新しい経営形態の導入
- 競争力と魅力ある水産業の形成

取組
01

水産業集積地域・漁業拠点の集約再編
～漁港機能の早期、計画的な確保～

東日本大震災により県内142漁港のほとんどが壊滅的な被害を受け、漁業施設関係の被害額は4,000億円以上に達しました。限られた財源を投入して、早期、かつ計画的な漁港の再生を実現するためには、各漁港間の機能集約及び役割分担を進め、集中的に投資する漁港と、最低限の整備にとどめる漁港に分けて、復旧・復興を進めることが極めて重要でした。

このため、県では、県内全142漁港を、水揚げ高や漁業者数、漁船数及び背後地の広さなどを勘案し、「水産業集積拠点漁港」、「機能強化漁港」、「地区漁港」に分類して、漁港機能の棲み分けを図り、60漁港を拠点漁港として、平成25年度までに優先的に復旧させる方針を決定しました。

拠点漁港のうち、「特定第3種漁港」の気

仙沼、石巻、塩竈の3港に、女川と志津川を加えた5港は、魚市場等の流通機能や水産加工業が集積しており、沖合・遠洋漁業の基地港であるとともに、周辺の漁港からの水産物が集積されることから、最重点漁港である「水産業集積拠点漁港」に位置づけ、漁港背後地を一体的に整備したうえで、冷凍・冷蔵施設や水産加工施設の整備や事業者の再建支援に取り組みながら、競争力のある本県水産業の集積拠点として再構築することとしました。

また、残りの82の地区漁港については、漁船の係留や水揚げが出来る程度の防波堤や岸壁等の基本施設の原型復旧を基本とし、平成27年度までに完了させる計画としました。

こうした計画のもと、県では、復旧期に

おいて、水産業集積拠点漁港における震災廃棄物等を撤去し、緊急物資の輸送航路を確保するとともに、水産業集積拠点漁港5港と機能強化漁港のうち県営漁港22港について、航路・泊地の震災廃棄物の撤去や岸壁等の応急復旧を行いました。

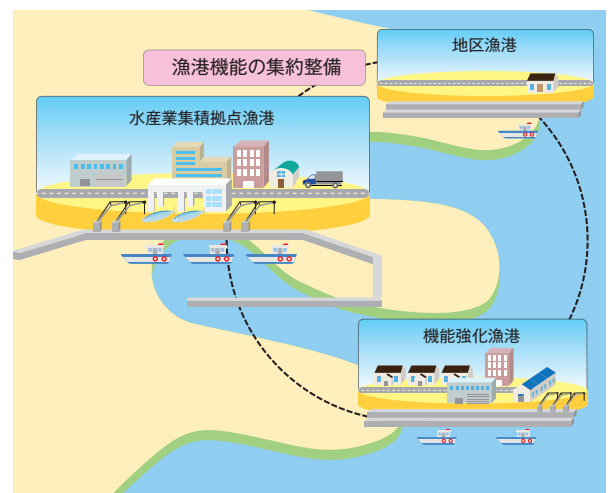
さらには、拠点漁港以外の漁港についても、航路・泊地の震災廃棄物の撤去や岸壁等の応急復旧を行うとともに、基本的な施設の復旧について順次着手しました。

図：宮城県内漁港の機能の集約・再編

自治体名		水産業集積拠点漁港	沿岸拠点漁港	拠点化以外の漁港
市町村	旧市町名			
気仙沼市	旧気仙沼市	気仙沼	松岩、波路上、浦の浜、長崎、要害、鶴ヶ浦	磯草、駒形、横沼、川原、杉ノ下
	旧唐桑町		鮎立、大沢(唐桑)、石浜(唐桑)、宿舞根	館、岩井沢、載鉤、小田浜、只越、金取、馬場笹浜、滝浜、長浜、津本、神止浜、小鯖
	旧日本吉町		日門、大沢(津谷)、蔵内	前浜、赤牛、土台磯、二十一浜、今朝磯、大谷
南三陸町	旧志津川町	志津川	波伝谷、荒砥、津ノ宮	細浦、清水、平磯、折立、水戸辺、滝浜、藤浜、長清水、寺浜
	旧歌津町		泊、伊里前、ばなな、葦浜	港、田浦、石浜(歌津)、稲淵、館浜、寄木
石巻市	旧石巻市	石巻	渡波、福貞浦、桃ノ浦、仁斗田	小竹、折ノ浜、蛤浜、月浦、侍浜、牧ノ浜、竹ノ浜、大泊、狐崎
	旧北上町		北上	白浜
	旧河北町		長面	
	旧雄勝町		船越、大須、水浜分浜	名振、荒、宇島、熊沢、羽坂、桑の浜、小島明神、雄勝
	旧牡鹿町		奇磯、鮎川、網地、谷川、小淵、長渡、給分、小網倉	前網、鮫ノ浦、泊(大原)、新山、十八成浜、大原、池ノ浜
女川町		女川	指ヶ浜、尾浦、出島、寺間、塚浜、飯子浜、竹浦	御前、桐ヶ崎、野々浜、小屋取、江の島
東松島市			東名、室浜、里浜	浜市、野蒜、大浜、月浜
松島町	旧鳴瀬町		磯崎、名籠	銭神、高城、古浦
利府町				浜田、須賀
塩竈市		塩釜	桂島、寒風沢、野々島	
七ヶ浜町			菖蒲田	松ヶ浜
仙台市				深沼
名取市			閑上	
亶理町			荒浜	
山元町				磯浜
計		5	55	82



写真：復旧した石巻漁港岸壁(石巻市)



取組 02

新しい経営形態の導入

～施設の共同利用、協業化等の促進や民間資本の活用による水産業の復興～

沿岸漁船漁業・養殖業等の第一次産業の経営体質強化を図るため、自立した産業としての礎となる新たな経営形態の導入支援に取り組みました。

漁業種類ごとの経営モデルを検討し、再建を目指す漁業者が漁業生産組合や漁業会社など漁業経営の共同化、協業化、法人化など、新しい経営形態を導入するための取組を支援しました。

漁業継続の意思のある被災漁業経営体の早期経営再開に向けて、漁船・施設等取得費用負担の軽減を図るため、補助事業や有利な融資制度を活用して、取得費用を支援するとともに、共同利用漁船や共同利用施設の新規導入を契機とする共同化や協業化、漁業生産組合や法人化等、新たな経営組織の導入を推進しました。

また、震災による壊滅的な被害から早期復興を目指すには、地元漁業者と技術・経営のノウハウや資本を有する民間企業との連携を積極的に進め、地域の理解を基礎として、漁業者ニーズや民間企業の意向を把握し、双方の仲介・マッチングを推進しました。

壊滅的な被害から水産業の早期復興を目指して、民間企業の持つ資本力や経

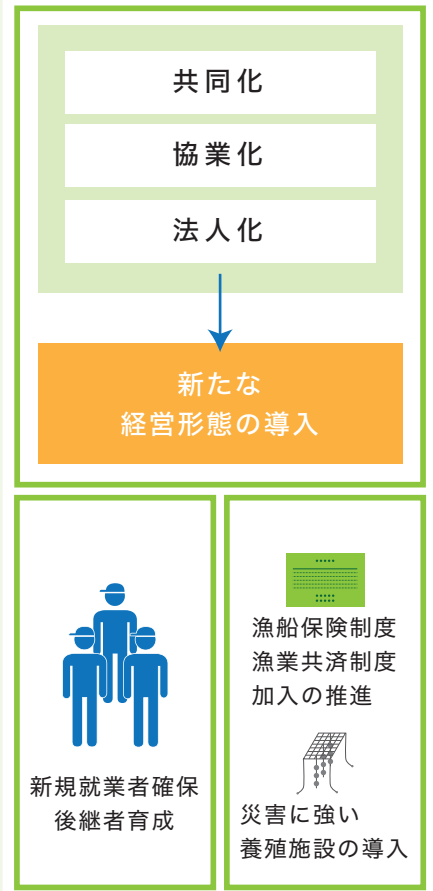
営のノウハウなどを活用できるように規制緩和し、地元漁業者と連携した民間企業も漁業権を取得できるようにする「水産業復興特区」について、平成25年4月、石巻市桃浦地区における復興推進計画が国により認定されました。

こうした取組による経営体の体質改善と併せて、後継者育成、新規就業者等確保の取組を進め、減少傾向にあった漁業就業者数の増加を図り、成長産業への転換を推進しました。

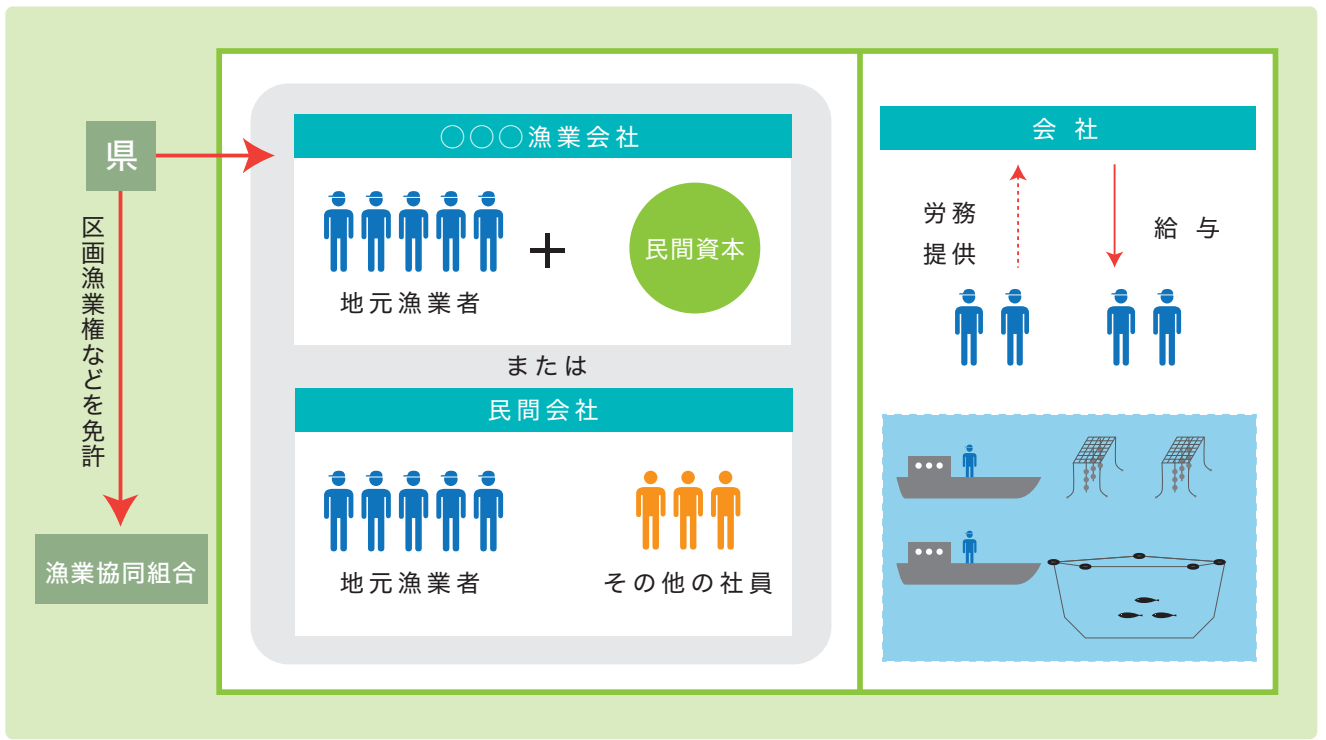
水産加工業等の第二次産業、流通・販売等の第三次産業においても、経営の共同化により、経営体質の強化を図る取組を支援しました。

災害時における漁業経営セーフティネットである漁船保険制度及び漁業共済制度の加入を推進するとともに、災害に強い養殖施設の導入など、災害対策の強化を図りました。

■図:新しい経営形態の導入



■図:水産業復興特区による養殖業などへの民間参入のイメージ



取組
03

競争力と魅力ある水産業の形成
～水産物・水産加工品のブランド化、6次産業化を推進～

震災では、県内の10産地魚市場の全てにおいて、岸壁や荷さばき施設、市場管理施設が被災し、魚体選別機やフォークリフト等の水揚げに必要な不可欠な機器類も被災しました。また、主要漁港に集積していた水産加工業など関連産業においては、施設や設備等が被災するとともに、水産物の保管用の冷凍冷蔵施設や製氷施設、保管していた冷凍水産物も被災しました。

こうしたことから、被災した冷凍冷蔵施設に保管されていた冷凍水産物の海洋投棄などによる緊急処分を行うとともに、産地魚市場における早期水揚げ再開を促進するため、必要な機器類の整備を支援しました。また、産地魚市場、水産加工施設などの早期復旧を図るため、冷凍冷蔵施設など

の共同利用施設や仮設工場の整備に向けた支援を行いました。

水産加工流通業は、水揚げ水産物を消費者まで届けるサプライチェーンを形成しているため、沿岸漁業・養殖漁業等の第一次産業の経営改善に加え、水産加工業等の第二次産業、流通・販売等の第三次産業においても経営体質の強化を推進しました。

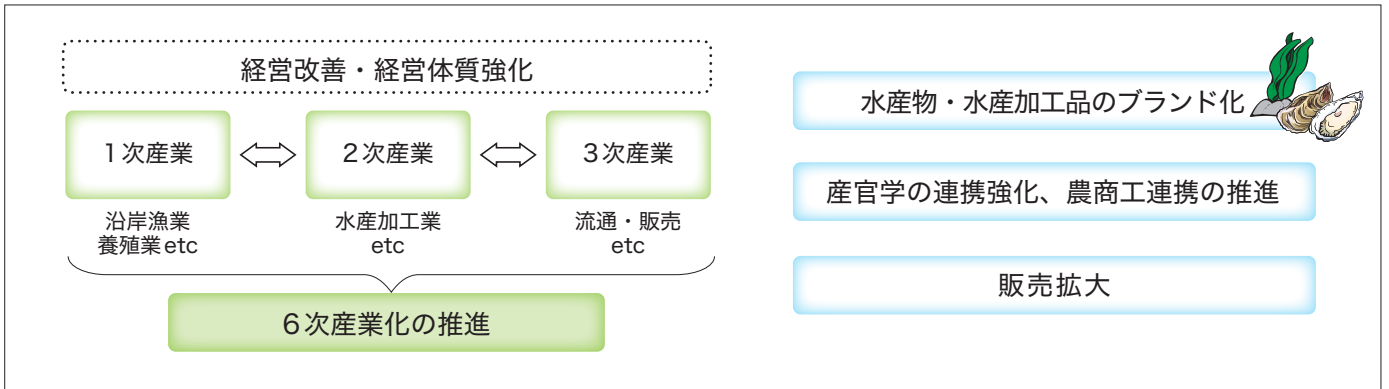
被災した水産加工業の再開に向けて、加工原料の品質や鮮度保持、衛生管理、安全性確保に関する支援や、地先資源を用いた加工技術の支援、新規技術開発及び情報提供などを実施しました。

また、漁業が地域の総合産業に飛躍するため、漁業を中心とした産業の集積・高度化を進めて効率的な水産業の発展を図ると

もに、水産物・水産加工品のブランド化、産官学の連携強化、農商工連携の推進、漁業・加工・流通・観光との相乗効果による6次産業化などの取組を推進しました。

さらに、販路拡大を図るため、県内外への情報発信の強化、実需者とのマッチングの強化などに取り組むとともに、有望な市場である海外への輸出拡大にも取り組みました。

■図：競争力と魅力ある水産業の形成



写真：漁業体験（南三陸町）



写真：三陸産のカキ(左上)、ほや(右上)、三陸産のワカメ(左下)、ぎんざげ(右下)

第3節 先進的な農林業の構築

みやぎの農業・農村を復興させるため、被災前の土地利用や営農方式を見直し、競争力のある農業の再生、復興を推進しました

被災直後の状況と課題

農業では、震災により、農業者の生活と営農の基盤が一瞬にして奪われただけでなく、地域農業の中核となり活躍してきた多くの貴重な人材を失うこととなりました。特に被害が大きかった沿岸部では、農地は現状をとどめておらず、津波によるがれきや泥などが堆積し、広範囲に地盤沈下が起こるなど、震災前の状態に戻すには、相当な時間がかかるだけでなく、被害の程度によっては現状復旧が困難であることも予想されました。

また、沿岸部は、水稲はもとより、いちごやトマト、きくなどの県内有数の園芸産地として発展してきた地域であり、本県農業を代表するブランド農産物を数多く産出し、農業所得の向上や農業後継者の確保に大きく貢献してきました。こう



写真：北上地区の震災直後の農地（石巻市）

した重要な産地が大きな被害を受け、市場における県産農畜産物のシェアが縮小して、これまで築き上げてきたブランドとしての知名度を失うことも懸念されました。

林業では、森林整備事業体や素材生産に使用する機械などの被害は少なかったものの、沿岸部に立地していた木材加工施設等が軒並み損壊し、震災前には全国7位の木材需要量であった集約機能が失われ、森林整備や木材の生産・流通が停滞したため、林業を支える森林整備事業体の存続も危ぶまれる状況となりました。

沿岸部の合板工場や製材所等が甚大な

被害を受け、優良みやぎ材など住宅部材の供給が激減したほか、震災前からの課題であった採算性の低迷や林業労働者の減少などから、県内における木材生産は著しく停滞し、森林荒廃の拡大が懸念されました。

また、仙台湾を中心とした海岸防災林については、民有林と国有林合わせて1,753haが滅失し、地盤沈下により海岸地形が変化するなど、壊滅的な被害を受けたほか、倒木・流木など大量の木質系がれきが発生しました。

農林関係の被害は、合わせて6,000億円を超える規模となりました。

農林業関係の主な被害

〈農業関連〉	<ul style="list-style-type: none"> ●農地・農業用施設(用排水路/農道等の損壊)/5,134箇所 ●農業関係施設(農業倉庫・カントリーエレベーター等の損壊)/18,053箇所 ●農業用資機材(トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機)/14,165台 ●農作物被害(ha)(いちご、野菜類、麦類、花き等)/897ha ●農作物被害(t)(米、大豆の浸水、流失等)/20,620t ●生活環境施設(集落排水施設等の損壊)/107箇所 ●農地海岸保全(海岸防潮堤の損壊(26.5km))/103箇所
〈畜産関連被害〉	<ul style="list-style-type: none"> ●畜産施設等被害(畜舎・たい肥センター等の損壊)/108箇所 ●家畜等被害(乳牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー)/1,496,395頭(羽) ●畜産品等被害(生乳、解卵用たまご)/8,273t
〈林業関連被害〉	<ul style="list-style-type: none"> ●林道施設被害(舗装路面の亀裂、法面の崩壊等(160路線))/579箇所 ●林地被害(新生崩壊、保安林流失等(820.2ha)、林野火災(188.1ha))/107箇所 ●治山施設被害(海岸防潮堤の損壊(17,887m)、地盤沈下等(794.2ha))/79箇所 ●林産被害(林振)(キノコ生産施設、林産物搬送施設、キノコ菌床の損壊等)/82箇所 ●林産被害(森整)(苗畑・種苗(スギ、ヒノキ等0.9ha、約10万本))/2箇所

復興に向けた取組の概要

農業については、平成23年10月に「みやぎの農業・農村計画」を策定し、「災害に強く安心して暮らせる農村づくり」及び「農業者が主体・すべての県民を含め総力を結集した復興」、「効率的な土地利用と営農方式の導入による地域農業の『再構築』



写真：効率的な土地利用に関する研修会

』、「次世代を担う競争力のある農業経営体を育成」、「壊滅的な被害からの復興モデルの構築」の5つの基本理念のもと、農地のがれき撤去や除塩対策、生産基盤施設や農業生産施設等の復旧、営農意欲の高い農業者の営農再開に対する支援など、県内の農業生産力の早期回復を推進するとともに、災害に強い安全・安心な農村づくりや生産性の向上、収益性が高く、競争力のある農業経営体の育成や新規就農者の確保、6次産業化や付加価値の高い農業生産を目指したアグリビジネスの取組の推進など、新たな時代の農業・農村モデルの構築を重点的に取り組むことにしました。

林業については、平成23年10月に「みやぎ森林・林業の震災復興プラン」を策定し、「災害からの復旧、安全・安心なまちづくり」及び「関係機関の総力を結集した復興の推進」、「『復旧』から『発展』に向けた『再構築』」、「社会や地域の課題解決への

貢献」、「木質バイオマスの利用拡大によるモデル地区の構築」の5つの基本的な考え方のもと、森林・林業・木材産業のサプライチェーンの復興及び被災した海岸防災林の再生と県土保全の推進、木質バイオマスの多角的利用モデルの構築の3つの柱を設定し、重点的に取り組むことにしました。

主な取組

- 新たな時代の農業・農村ビジネスの構築
- 民間投資を活用したアグリビジネスの振興支援
- 緑地・公園化等のバッファゾーン(緩衝地帯)の設定
- 木材産業の早期再建と活力ある林業の再生

取組
01

新たな時代の農業・農村モデルの構築
～安全・安心な農村づくりと収益性の高い農業への再構築～

地震や津波等への備えとともに、風水害等の自然災害による被害を最小限にとどめ、安全な暮らしができ、安心して農業生産を継続できるよう、津波により損壊等した海岸防潮堤等の早期復旧を進めるとともに、道路の高上げなどによる多重防御、避難路の確保や高い防災意識の醸成等など、安全・安心な農村づくりを推進しました。

震災教訓を踏まえて、BCP(業務継続計画)の策定を推進し、事業拠点の立地場所や農業機械等の保管場所の検討や資機材

の供給機能を持たせた全国ネットワークの活用、備蓄、電源や熱源、水源の確保など、災害時でも円滑に対応できる体制づくりを推進しました。

水田の大区画化や農地の利用集積による大規模な土地利用型農業経営、団地化による生産性の高い施設園芸への転換等、収益性の高い農業生産の実現に向けて農業生産を向上させるため、効率的な農地の利用を推進しました。

また、畜産の生産拡大に向けて、黒毛和牛の共同利用施設の整備等を支援しました。

新たな時代の地域農業を担う、収益性が高く、競争力のある農業経営体の育成を目指し、認定農業者や集落営農組織リーダーとしての資質向上、ビジネスプランの高度化等を支援するとともに、新規就農者の確保、多様な担い手の参入を推進しました。

■図：食料生産地域再生のための先端技術展開事業(土地利用型農業)

大区画ほ場の高能率コスト水田輪作体系(稲・麦・大豆)とICTによる営農技術を実証



技術移転

被災地の市町

復興ほ場整備事業

ほ場の集積・拡大
大区画ほ場の形成

被災地域農業復興
総合支援事業

高能率機械の配備
新技術・部門の導入

■図：食料生産地域再生のための先端技術展開事業(大規模施設園芸)

大型園芸施設と高度な養液栽培管理システムにより生産性向上を実証



技術移転

被災地の市町

被災地域農業復興
総合支援事業

大規模な施設園芸団地の形成

巨理町浜吉田団地
写真：JAみやぎ巨理

取組
02

民間投資を活用したアグリビジネスの振興支援

～地域資源の活用や6次産業化や農商工連携等による農村ビジネス推進～

県では、競争力のある農業を実現する経営体の育成を図るため、平成25年3月に「みやぎのアグリビジネス推進方針」を策定し、積極的な経営展開に意欲ある農業者を、アグリビジネスを展開できる経営者へと育成し、マーケティング戦略に基づく生産体制の構築や商品力の向上や販路開拓、6次産業化や農商工連携等の取組に対する支援を強化してきました。

震災では、沿岸部を中心に人命や多くの営農基盤を失い、被災した農業者は二重ローン等の資金面の問題などから離農や営農意欲の減退が懸念されるなど、被害の大きい地域における農業復興には民間の資金力が必要となりました。

県では、市町村や農業委員会等の関係機関の理解と協力のもと、農業参入の受け皿となる地域との調和を図り、継続的に農業経営を行う企業の円滑な参入を推進するとともに、企業が持つ資金力や技術・情報等を活かし、農業者と共同出資に

よる農業経営を支援しました。

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、県産農林畜産物に対する消費者のイメージの低下、食品製造業をはじめとした食関連産業の被災による県産農畜産物の消費・利用の減少が懸念されたことから、放射性物質の検査体制を強化するとともに、県民等への迅速な情報提供に努め、安全な県産品の出荷・流通の確保に取り組みました。

また、県産農畜産物の消費拡大を目指し、食品製造業者に対して、県産農畜産物の情報を提供するとともに、食品製造業の振興を目指した見本市、展示会の開催や、商品開発や出展への支援を行うなど、農業者と実需者のマッチング等を推進するとともに、TVやフリーペーパー等のメディアを活用した情報発信、海外バイヤーへのセールス等による販路回復・拡大、ブランド化に向けた人材の育成や地域特産品の認証・普及等によるイメージアッ

プ戦略の展開など、復興状況に合わせた各種取組を推進しました。

被災した農産物直売所など、農村ビジネスの拠点施設に対しては、中小企業診断士等の専門家を活用し、個々の経営実態に即した経営再建・経営安定を支援するとともに、農村の活性化に向け、地域住民が地域の課題を自ら発見し、自然環境、景観、食材、伝統文化などの地域資源を活用して、地域の活性化に結びつける農産物直売所、農林漁家レストラン等の推進、6次産業化や農商工連携による農村ビジネスの推進を図りました。

● 階上大谷生産組合(気仙沼市)



東日本大震災農業生産対策資金を活用して導入した枝豆収穫機で収穫した「気仙沼茶豆」の収穫祭

● 農事組合法人林ライス(岩沼市)



東日本大震災復興交付金(被災地域農業復興総合支援事業)を活用して導入したライスセンター

● 山元イチゴ農園株式会社(山元町)



東日本大震災農業生産対策交付金等を活用して導入した低コスト耐候性ハウス

● 有限会社蔵王グリーンファーム(白石市)



東日本大震災生産対策交付金等を活用して導入した集出荷貯蔵施設

● 株式会社スマイルファーム石巻(石巻市)



東日本大震災農業生産対策交付金等を活用して導入した鉄骨ハウスでのトマト栽培

● 南三陸町復興組合「華」(南三陸町)



東日本大震災農業生産対策交付金等を活用して導入したハウスで栽培している輪ぎく

取組
03

緑地・公園化等のバッファゾーン（緩衝地帯）の設定
～多様な機能をもつ森林整備の推進～

仙台湾を中心に、流出、倒伏、幹折など、壊滅的な被害を受けた海岸防災林については、海岸防潮堤や沈下した地盤の復旧と合わせて、国や被災市町、学識経験者やNPO団体等と連携し、関係者との協調による早期再生を推進しました。

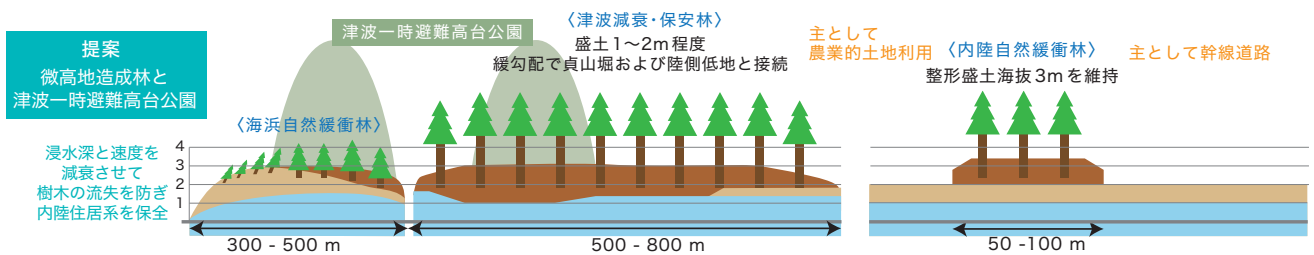
海岸防災林の造成にあたっては、人口砂丘の形成や再生骨材の活用、広葉樹植栽の

導入など、様々な手法を模索・検討しながら進めるとともに、県民の憩いの場や自然環境の回復に向けて、人と自然が共生できる空間と多様な機能を発揮できる森林の整備を推進しました。



写真：植林プロジェクト（岩沼市）

■図：（参考）海岸林等修復のイメージ



取組
04

木材産業の早期再建と活力ある林業の再生
～木材利用のサプライチェーンの復興～

震災により寸断された森林から木材利用に至るサプライチェーンの復興のため、合板製造業や製材業等の住宅部材製造業における木材加工施設の早期再建に向けた支援や丸太や木材チップの輸送経費や流出丸太の回収・処理の経費への支援、被災者による「地域型復興住宅」や地域拠点

となる公共施設等の新築に係る県産材の安定供給、森林整備箇所の集約化や路網整備の推進、高性能林業機械の導入促進など、木材生産の安定供給などの取り組みを支援しました。

沿岸部に堆積した震災廃棄物のうち、木質系がれきについては、林地残材などの未

利用木質資源とともに、資源としての有効活用を進めるとし、木質資源を利用した熱や電力を供給するシステムの整備や、バイオマス産業などの創出による新たな雇用の場の確保など、木質バイオマスの多角的利用モデルの形成を推進しました。



写真：復旧した乾燥施設で製造された「優良みやぎ材」



写真：地域材を活用した災害公営住宅（登米市）

第4節 ものづくり産業の早期復興による「富県宮城の実現」

一日も早い事業の再開と経済基盤の再構築、
新たな産業の育成・振興

被災直後の状況と課題

東日本大震災は、その揺れや津波で社会インフラ、商店、工場などにも甚大な被害をもたらしました。

甚大な被害を受けた沿岸部の被災事業者の中には、操業停止や内陸部への移転、事業縮小を余儀無くされる企業も少なくなく、その結果多くの被災者が離職を余儀無くされました。さらに、販路の喪失や売り上げの低迷、震災前の既往債務に加

え新規の借入れを余儀無くされる「二重債務問題」など、険しい状況に置かれることになりました。

被災した企業には、サプライチェーン（＝部品供給・調達網）の中核を担う企業も多くありました。また、道路・鉄道・港湾・空港などの広域物流インフラが分断され、直接的な被害を受けなかった地域の企業も、部品の供給がストップして生産活動に支障をきたすこととなるなど、東日本大震災は、被災地の営業所や工場

などに甚大な被害を及ぼすだけでなく、国内全体の生産活動にも影響を与えました。

沿岸部に立地する商店街では、多くの店舗で建物・商品の損壊や流出の被害を受けました。特に甚大な被害を受けた地域では、商店街の復旧のためには、沈下した地盤の復旧や高台移転用地の造成、インフラの整備などが必要となりました。



写真：震災後の旧志津川町中心街(南三陸町)

復興に向けた取組の概要

早急に生産活動を震災以前の水準に戻すため、物流基盤の早期復旧・強化を進めるとともに、甚大な被害を受けた沿岸部を中心に、速やかにがれき等の撤去を行い、仮設事務所や工場、仮設商店街での事業再開に向けた支援を行いました。また、円滑な資金調達に向けた利子補給制度、二重債務問題への対応など、企業の復旧にあたっての経済的負担の軽減を図りました。

比較的被害の少なかった内陸部では、本格的な復興に向け、本県産業の中核をなす自動車関連産業や高度電子機械産業などの関連工場や生産設備の早急な復旧と、企業誘致活動の展開、地元企業の取引拡大に向けた支援を行うなど、更なる産業集積に取り組みとともに、クリーンエネルギーや

医療分野など、新たな産業分野の集積や地元企業の参入・取引創出などに努めました。

これらの取組を通じ、被災者の生活安定に向けて、緊急的な雇用・就職機会の確保

に努めるとともに、産学官連携による人材育成などを通じ、安定した雇用の創出を図りました。



写真：きぼうのかね商店街(女川町)

主な取組

- 早期の事業再開に向けた環境整備
- 事業継続を支える物流基盤の強化
- 自動車関連産業等の更なる振興と企業誘致の展開
- 次代を担う新たな産業の集積・振興
- グローバルな産業エリアの創出とグローバルビジネスの展開
- 新たな産業振興等による雇用機会の創出

取組
01早期事業再開に向けた環境整備
仮設事務所、工場等の整備による早期事業再開を支援

被災した企業の一刻も早い事業再開に向け、仮事務所・工場の斡旋、損壊した工場・設備等の復旧・整備の支援に取り組みました。また、震災により生産活動に支障を来している中小企業者の経営を安定させるため、事業資金の融資促進や、事業復旧・復興のための借入資金の利子補給、国や関係機関との連携による二重債務問題等への対応を行いました。

また、早期復興を目指す被災中小企業に対して必要な一連の支援を総合的に行うため、関係機関と連携した相談体制の整備を行いました。

生産活動の再開等に向け、被災企業等が直面する震災による生産能力や研究開発力の喪失・低下等の技術的課題等に対応するため、産学官連携等による支援や宮城県産業技術総合センターの技術力を活用した支援を行いました。

甚大な被害により商業活動が停止している沿岸部では、被災者の生活を支えるため、仮設店舗・共同店舗による事業再開や被災した商店街施設の復旧支援を行いま

した。また、被災した商業者の早期事業再開・事業継続を促進させる商工会等の相談・指導機能を回復させるため、被災した

商工会・商工会議所の仮設事務所設置費用の助成や、相談業務への支援を行いました。



写真：復旧が進む漁港周辺地区（南三陸町）

取組
02事業継続を支える物流基盤の強化
広域物流拠点の早期復旧と防災・減災機能の強化

生産活動の再開に不可欠な道路・港湾・空港などの物流インフラを早期に回復させるため、公共土木施設災害復旧事業や港湾整備事業、仙台空港及び貨物鉄道の災害復旧事業を行うとともに、産業基盤の健全性をアピールし、企業誘致などを通じた更なる産業の集積に取り組みました。

港湾においては、物流・生産などの港湾機能の早期回復と併せて、災害時における港湾機能の相互補完の視点も踏まえ、港湾関連企業等の早期の業務再開を支援するための取組を展開し、まちづくりと整合を図りつつ、港湾機能の復旧を進めました。

東北の発展を支える重要な交通拠点である仙台空港においては、災害に強い空港への再生を図るとともに、国内外の航空ネットワークの再構築を図りました。



写真：仙台塩釜港高砂埠頭（仙台市）

取組
03自動車関連産業等の更なる振興と企業誘致の展開
更なる産業集積の促進

更なる産業の集積を図るため、物流インフラの早期復旧による健全性をアピールし、本県の産業集積の基幹をなす自動車関連産業及び高度電子機械産業における企業誘致活動を強化しました。企業立地を促進し、地域産業の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、県内に工場等の新設や増設等を行う企業に対し、設備投資の補助や初期費用負担の軽減を図りました。

また、自動車関連産業を取り巻く環境の変化に対応し、地元企業の新規参入と取引拡大を促進するため、技術展示商談会やセミナーなどの開催による支援を行いました。

高度電子機械産業の取引関係の維持に必要な首都圏での大型展示会へ積極的に出展するとともに、市場セミナーを開催するなど、産業集積の促進に努めました。

沿岸部の工業団地が仮設住宅用地として利用されていることなどの影響により、県内の事業用地が不足したため、新たな企業立地の要望に対応できるよう、空

き用地・空き工場の情報収集の強化や、新たな工場団地の造成を行いました。



写真：企業立地セミナー（東京都）

取組
04次代を担う新たな産業の集積・振興
企業誘致と地元企業の参入・取引創出の推進

本県の産業の発展に資する新たな産業分野の集積に向け、企業誘致活動の展開や地元企業の参入・取引創出に取り組みました。

太陽光発電や環境対応車など、低炭素社会に向け市場拡大が期待されるクリーンエネルギー産業や、医療・健康産業や航空機産業など、次世代を担う新たな産業分野の集積に向け、積極的な企業誘致活動を行うとともに、技術開発や製品開発の取組の支援を行いました。

また、地域資源や地域の強みなどを発揮し、ものづくり産業の早期復旧・復興を目指すため「復興推進計画（民間投資促進特区）」を作成し、税制上の特例措置をアピールした企業誘致活動を展開しました。この計画では、集積を目指す産業分野として、自動車関連産業・高度

電子機械産業・食品関連産業・木材関連産業・医療・健康産業・クリーンエネルギー関連産業・航空宇宙関連産業・船舶

関連産業の8業種を指定し、本県の産業集積に大きく寄与しました。



写真：大和リサーチパーク（大和町）

取組
05グローバルな産業エリアの創出とグローバルビジネスの展開
世界レベルの研究機関等の誘致と地元企業の国際競争力の向上

国際競争力を高めるための技術開発支援や、東北大学等の学術研究機関及び独自の技術を有する立地企業との連携により、外資系企業との研究開発部門等の誘致を進め、世界レベルの知的資源を有する研究機関や企業と連携したグローバルな産業エリアの創出に努めました。

学術機関の研究シーズや企業の技術シーズを活用しながら、産学連携のもとに行われる共同研究体制構築と、これらの共同研究に対する積極的な支援を展開し、新事業の実用化や、事業化に向けた取組への補助を行いました。

県内企業のグローバル化による産業の活性化及び雇用機会の拡大を図るため、外資系企業の研究開発分野などの誘致を進め、海外向けに投資環境等の情報発信や、ジェットロや在日各国大使館、商工会議所などとの情報交換、海外での県内企業製品の

売り込みなどを行いました。

さらに、海外ビジネスに積極的に挑戦しようとする県内企業に対し、ビジネスの深度及び段階に応じて、専門のアドバイザー

による相談事業、海外に拠点を持つアドバイザーによる販路開拓支援、海外との取引先との商談に対する経費の補助などを行いました。



写真：大連展示商談会(大連)

取組
06新たな産業振興等による雇用機会の創出
安定した雇用の場の創出と産学官連携による人材育成の促進

従業員の解雇や休業、新規卒者の内定取消し等の雇用問題を受け、一日も早い雇用と生活の安定を目指し、国との連携を図りながら緊急的な対応として、被災した中小企業等の雇用維持の支援、震災による離職者等を対象とした相談窓口の強化や、勤

労者向け生活資金の融資、さらに、雇用を創出する復興事業などを実施しました。

また、被災者や新規卒者の安定した雇用や就業機会の確保を図るため、被災者等を雇い入れた事業主に対する奨励金制度や合同就職説明会などを実施しました。さ

らに、自動車・高度電子機械産業などの更なる集積や、クリーンエネルギー、医療など次代を担う新たな産業の育成・集積への取り組みを通じ、多様な雇用の場を創出するとともに、ものづくり産業の復興を担う人材を育成に努めました。



写真：合同企業説明会(仙台市)



写真：仙台高等技術専門学校での実習(仙台市)

第5節 多様な魅力を持つみやぎの観光の再生

情報発信や、交通インフラの復旧を図りながらDCの実施、外国人旅行客の誘致の強化で観光の再生を目指しました

被災直後の状況と課題

津波によって、宿泊施設等の観光客受け入れ施設は沿岸部を中心に甚大な被害を受けました。また、地震により、仙台駅構内の天井は一部が剥がれ落ち、ホーム階段室のパネルが崩壊したほか、在来線では、津波で仙石線や気仙沼線、石巻線で線路が消失するなど、線路や車両が大きな被害を受けました。

宮城の空の玄関口である仙台空港では、地震発生から約1時間後の15時56分に津波の第1波が襲来。その5分後に旅客ターミナルエリアも含めた空港全体が浸水しました。海岸線から約1.2キロメートルに位置しているため、浸水の高さは旅客エプロン付近で約2メートルにも及びました。幸い、この時間帯に民間航空機の駐機がなかったため、航空機自体の被害は逃れることができました。

大きな揺れで、県内38箇所の史跡・名勝等の文化財が被害を受けました。仙台城跡では、各所で石垣が崩落し、余震で地割れ等が進行しました。また、国の有形文化財である名取市の旧中澤家住宅では、柱が傾いたり壁に亀裂が入りました。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故によって、大量の放射性物質が大気、土壌、海洋などに放出され、農林水産物の汚染による健康被害が懸念される状況となりました。

た。政府は、急きょ暫定規制値を設定し、基準濃度を上回った農林水産物を市場から隔離しましたが、風評を含めた被害の賠償が大きな問題となりました。

当然のことながら、こうした影響から、比較的被害の少なかった地域でも、旅行のキャンセルが相次ぎました。特に外国人の減少は顕著で、観光業には大きなダメージとなりました。また、震災による“自粛ムード”が観光ビジネスに与えた影響も相当なものでした。しかしながら、震災後に大きく落ち込んだ本県の観光客入込数は、内陸部が回復をリードし、平成24年には県全体で震災前の85%の

5,208万人まで回復。沿岸部では、観光施設等の再建や震災研修を目的とした語り部ガイド、教育旅行やボランティアツアーの受入などの観光復興の取組が行われているものの、内陸部に比べ回復が遅れていました。沿岸部では、これから本格的な復興事業に着手する事業者が多いことから、沿岸部の復旧状況を踏まえた長期的・継続的な復旧支援に係る予算の確保と支援が必要であるとの結論に至りました。また、新たな観光資源の創出と、様々なニーズに対応できる人材の育成により、訪日外国人や中部以西からの観光客をいかに取り込めるかが今後の課題となっています。



写真：被災した宮城県慶長使節船ミュージアム（石巻市）

復興に向けた取組の概要

風評の払拭や震災の風化防止のため観光の安心・安全情報を発信し、交通インフラの復旧・充実を図るとともに、DC等の観光キャンペーンの実施、ポストDC等の様々なプロモーション活動に官民一体で取り組み、首都圏や中部以西等からの誘客促進を図りました。

また、従来の東アジアの重点市場（中国、韓国、台湾、香港）に加えて、観光客の増加が期待できる東南アジア諸国（タイ、シンガポール、マレーシア等）の親日国を対象としたインバウンド（外国人旅行客の誘致）への対応強化、おもてなしの向上などを含む次世代の観光復興を牽引する人材の育成など、将来をも見据えた包括的な再生を目指しました。

そして、「自然」や「食」などの従来の観光資源に磨きをかけるのももちろんのこ

と、復興の過程で国内外と結ばれた絆や震災の経験を伝承する語り部などの取組を観光の「種」として、観光資源に活かす「復興ツーリズム」を推進しました。

さらに、仙台空港の民営化等を契機に、国内外からのLCC（格安航空会社）の就航等、より一層の集客が見込めることから、本県は、東北のゲートウェイとして機能す



写真：新規就航したLCCの初便（名取市）

べく、隣接県や関係諸団体等と連携し、大都市圏から東北への誘客を図りました。

平成26年3月には、震災後の観光を取り巻く状況の変化やこれまでの観光振興における課題などを踏まえ、新たな指針となる「第3期みやぎ観光戦略プラン」を策定しました。

主な取組

- 的確な観光情報発信
- 観光客の利便性、安全・安心を確保する広域交通網の構築
- 官民連携による仙台・宮城DCの展開
- MICE（国際会議等）の誘致
- 広域観光ルートの再構築
- 震災についての学習・研修を目的とする旅行の誘致

取組
01的確な観光・復興情報を発信して
風評被害を払拭し、県内への誘客を促進

本県の観光の安心・安全に関する情報、観光復興情報を発信し、風評被害や観光自粛ムードの払拭を図りました。

被災地を訪問したいというニーズに応え、本県観光と組みあわせた「復興ツーリズム」の確立にむけて、被災沿岸部の復興状況や地元のニーズの紹介、被災地を含めたモデルコースの提案をホームページ等で行いました。

また、復興に向けて前向きに取組む宮城県の現状や魅力を伝えることにより、東日本大震災の風化防止、全国からの心温まる支援に対する感謝、中長期的な支援意識や復興気運の維持向上のための広報・啓発を行いました。

「首都圏復興フォーラム運営事業」では、東日本大震災の風化防止と震災復興に対する全国からの幅広い支援の継続を訴えるため、青森・岩手・福島の被災各県と連携し、被災地の復興状況や復興に向けた取組を首都圏の住民及びマスコミに広く情報

提供するフォーラムを開催しました。

さらに、被災地においては、NPO法人宮城復興支援センターの講習を受けた「語り部ドライバー」が、震災の爪痕が残る場所

へ案内し、震災を風化させず、後世に語り継ぎ、同じような被害を出さないために強い責任感を持って当時の被害や状況を説明しました。



写真：被災4県の共催で、首都圏において開催したフォーラム（東京都）

取組
02観光客の利便性、安全・安心を確保する広域交通網の構築
交通インフラの充実で観光客の利便性と安全を確保

空港の早期通常運航や道路など観光地を結ぶ交通インフラの充実及び耐災性の向上を図り、観光客の利便性、安全・安心の確保を進めました。

沿岸部の復興に大きく寄与する高規格幹線道路（三陸縦貫自動車道、常磐自動車道）、地域高規格道路（みやぎ県北高速幹線道路）を整備し、産業・観光振興、地域間交流の活性化等を図りました。

また、復興まちづくりによる新たな市街地形成に伴い、アクセスする道路や主要施設の位置が変更されることから、周辺道路利用者を円滑にかつ安全に目的地に交通誘導する必要があるため、道路案内標識等の交通安全施設を整備しました。（道路案内標識等の設置計画の策定、交通安全施設、津波避難誘導施設の整備）。

今後、仙台空港が民営化するにあたって、国内外からより多くのLCC就航が期待されています。それによって、東北が一体となった広域観光の充実を今後拡大していきます。



写真：仙台空港国際定期便再開セレモニー（名取市）

取組
03官民連携による仙台・宮城DCの展開
本県への観光キャンペーンを平成25年4月～6月に実施

官民で構成される仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会が主体となって、本県への観光キャンペーンを平成25年4月～6月に実施しました。

インターネットや新聞、旅行雑誌をはじめとした多様な媒体や訴求力のあるツールを戦略的に活用し、誘客対象を明確にした上で本県の多様な観光の魅力を発信することで訪問意識を呼び起こし、ポストDC等の様々なプロモーション活動に官民一体で取り組みました。その結果、首都圏や中部以西等からの誘客促進を図ることができました。

また、観光資源の魅力の向上と観光客受入態勢の整備拡充では、本県の誇る「食」「温泉」「自然」「歴史・文化」「産業」「祭」「プロスポーツ」などの地域の特性を生かしたテーマ性・ストーリー性のある観光メニューの構築やニーズに応じた観光資源を創出しました。それと同時に、観光客を迎える立場にある県民によ

る域内流動を促進し地域の魅力に対する理解の向上を図りました。

観光客へ快適な旅行を提供するため、DCで培った地域力のさらなる向上、おもてなしを浸透させるとともに、次世代の観光の復興をけん引する人材の育成

を図りました。その一環として、観光王国みやぎの実現に関し、観光客に対して優良なおもてなしの取組があったと認められる県民等（観光施設、宿泊施設、物産業者、交通機関、旅行業者、地域団体等）に対し表彰を行いました。



写真：「仙台・宮城デスティネーションキャンペーン」オープニングセレモニー（仙台市）

取組
04MICE（国際会議等）の誘致
MICEで多くの外国人を一時に招致することを目指しました

多くの外国人を一度に招致できるMICE（国際会議等）の誘致を積極的に実施しました。高い経済波及効果を生み出すため、専門のスタッフを抱え、誘致事業に精通した団体への補助を行いました。

また、海外からの観光客の利便性向上のため、市町村等と連携し、多言語対応パンフレットやホームページ等の作成及び案内看板等を整備しました。

仙台市では、地域経済の活性化を図るとともに、国内外に仙台・東北の復興の姿を発信し、風評被害を払拭するため、国際会議等のコンベンションの誘致を進める「コンベンション誘致事業」が行われました。また、同市を訪れた外国人を含む全ての観光客が不便を感じず、快適に観光することができるおもてなしの観光都市を目指して観光・歩行者系サインの整備、まち歩きマップや観光ガイドブックなどの充実、観光ボランティアの活動促進、るーぶる仙台再編整備検討など、ソフト・ハー

ド両面において、受入環境整備を行いました。

そのほか、スポーツ・ツーリズムも推進し、スポーツを「観る」「する」ための旅行そのものや周辺地域観光に加え、スポーツを「支える」人々との交流、あるいは生涯スポーツの観点からビジネスなどの多

目的での旅行者に対し、旅行先の地域でも主体的にスポーツに親しむことのできる環境の整備を行いました。MICE（国際会議等）推進の要となる国際競技大会の招致・開催、合宿の招致も包含した、複合的でこれまでにない「豊かな旅行スタイルの創造」を目指しました。



写真：震災復興ポスター（英語版）



取組
05

広域観光ルートの再構築

東北各県や県内市町村と連携して魅力ある観光ルートをも

東北の有する歴史、自然、豊富な食材等の観光資源を生かし、また、「三陸復興国立公園(仮称)」再編の動きなども踏まえて、東北各県や県内市町村と連携して魅力ある広域的な観光ルートを再構築しました。

まず、東北自動車道国見サービスエリア等においては、臨時観光案内所を設置し、観光情報の発信を行いました。

また、山形県置賜総合支庁及び福島県双地方振興局・県北地方振興局と、観光パンフレットの相互配置や観光情報の交換を行いました。特に、仙山交流では、両地域の交流を促進するため検討・協議を行うとともに、「仙山交流味祭」で両地域の産業、物産のPRを支援しました。「最上・雄勝・大崎連携交流事業」では、三圏域に関する観光情報の発信(ブログ運営による情報発信、旅行エージェント訪問による情報提供等)及び三圏域合同の観光PRイベントを実施しました。

また、岩手県と宮城県の県際地域におけ

る広域観光の推進を図りました(公式サイトにおけるイベントカレンダーの掲載、観光案内所におけるパンフレット等の作成、相互配架)。さらに、栗駒山を共通の観光資源とする岩手県、秋田県と連携して広域観光PR等の取組を進めました。



写真:三陸復興国立公園(仮称)(左:折石、右:大島)(気仙沼市)

取組
06

震災についての学習・研修を目的とする旅行の誘致

震災を風化させないため、経験や復興のあゆみを伝える

県内への誘客を促進するため、「みやぎ観光復興支援センター」を設置し、旅行会社や学校、企業に対して被災地でのボランティアツアーや研修プログラムに関わる情報を提供して被災地の受入先とマッチングを行いました。

また、本県でしか体験できない防災・減災を目的として、被災地訪問と本県観光を組み合わせた「復興ツーリズム」を確立す

るため、旅行会社招請やモニターツアーを実施しました。また、ボランティアや自衛隊、米軍など、復旧業務などで支援をいただいた方々に被災地が復興していく姿を確認してもらうためのツアー「メモリアルツアー」の受入についても促進しました。

震災により被害を受けた観光事業者が行う施設・設備等の復旧に対して、経費の一部を支援し、観光施設等の再建支援など

の受入態勢の整備をしました。また、国内外から宮城県への教育旅行及びインセンティブツアーの相談調整窓口となる「みやぎ教育旅行等コーディネート支援センター」を設置して受入態勢を整備するとともに、招請ツアーや各種プロモーション、教育関係誌への掲載などの情報発信を行い、教育旅行やインセンティブツアーの誘致促進を図りました。



写真:語り部ガイド(名取市)

第6節 地域を包括する保健・医療・福祉の再構築

医療・福祉施設の早期復旧とともに、被災者の心と体のケア、そして災害時でも安心な周産期医療体制の確保を図りました

被災直後の状況と課題

保健・医療・福祉の分野においても、沿岸部の医療関係機関や社会福祉施設等を中心に、人的、物的ともに被害は甚大でした。

震災直後、沿岸部では、津波被害を受けた医療機関が診療機能を失ったため、津波被害を免れた医療機関に患者が集中しました。それでも受け入れきれない患者は、内陸部の医療機関で受け入れざるを得ない状況でした。

被災地では、被災した医療機関が本格的に再開するまでは、仮設診療所等による医療提供体制の確保が必要となりましたが、仮設診療所等が出来るまでの間は、医療救護班による救護活動が行われました。また、薬局等も沿岸部を中心に甚大な被害を受け、近くに薬局等がなく不便を強いられる被災者も多くいました。

医療機関が被災し、医療従事者の雇用

の場が失われたことから、地域からの医療人材の流出し、地域医療復興への影響が懸念されたため、各医療機関再開までの間、県内での雇用の場の確保が必要となりました。

被災者の応急仮設住宅への入居に伴い、相談対応や見守り活動など、高齢者等の健康支援・生活支援を行うための体制整備が必要となりました。



写真：震災後の石巻市立病院1階(石巻市)

復興に向けた取組の概要

被災地では、甚大な被害を受けた地域医療の再生が急務でしたが、震災直後においては、県内の医師会や看護協会等による医療救護体制だけでは必要な医療が確保できなかったため、他自治体や日本赤十字社、大学病院などから医療救護班の派遣を受けて医療提供体制の確保を図りました。

被災した医療機関等の再開が当面の間見込めない地域においては、被災市町村や関係団体との調整を踏まえ、地域ニーズに応じた仮設診療所等を整備しました。

被災地の医療再生に向けては、各病院の再建や修復とともに、医療従事者の流出防止を図るため、県内での雇用の場の確保が課題となり、各自治体などは、医師や医療系スタッフの確保に取り組みました。

また、東北大学を中心としたメディカル・メガバンク構想等を踏まえ、ICT(情報通信技術)を活用した「宮城県医療福祉情報ネットワーク」を構築し、県内どこでも安心して医療が受けられる体制づくりを推進しました。

また、被災者の心のケア、関係機関への技術的支援、人材育成・研修など総合的な心のケアを長期的に推進する拠点として「みやぎ心のケアセンター」を設置するとともに、健康保持増進や疾病の早期発見のため、看護職員による健康相談、歯科医師等による歯科保健相談、栄養士による食生活支援、リハビリテーション専門職による集団運動指導等の支援を実施しました。

被災市町においては、仮設住宅団地の集会所等を活用したサポートセンターを設置し、生活相談支援員を配置して、入居者の相談対応や見守り活動などを行い、高齢者等の健康支援・生活支援を行いました。



写真：応急仮設住宅入居者の健康づくり活動(名取市)

主な取組

- 保健医療福祉施設の適正配置と機能連携
- ICT(情報通信技術)を活用した医療連携の構築
- 被災者へのケア体制の充実

取組
01

保健・医療・福祉施設の適正配置と機能連携
～被災地域における医療機能の早期回復を促進～

被災地の地域医療復興に向けて、短期的には仮設診療所や仮設病床の設置による医療提供体制の早期復旧を急ぐ一方で、中長期的には、被災により機能喪失または低下した自治体病院等の早期再建が必要となりました。沿岸部の隣接医療圏においては、被災地からの数多くの住民が移動し、受け入れ患者数が急増するなど、震災により大規模な人口移動が発生したため、高齢化や医療資源不足などの従前からの地域課題に加えて、新しいまちづくりの方向性を踏まえた検討が必要となりました。

こうしたことから、被害の大きかった医療圏のみにとどまらず、県全域にわたる連携と機能分担が必要であり、「地域医療計画」との整合性を視野に、今後の非常時対

応とともに、自治体病院等の再建の方向を検討しました。

被災地では、震災により機能を失った医療機能の早期回復のため、地域ニーズに応じた仮設診療所等が整備されました。また、使用不能となった病床比率が最も高かった石巻地域において469床が失われるなど、県内で1,129床の病床が使用不能となったため、新たな地域医療体制が再構築されるまでの間、仮設病床を整備し、必要な入院機能を確保しました。

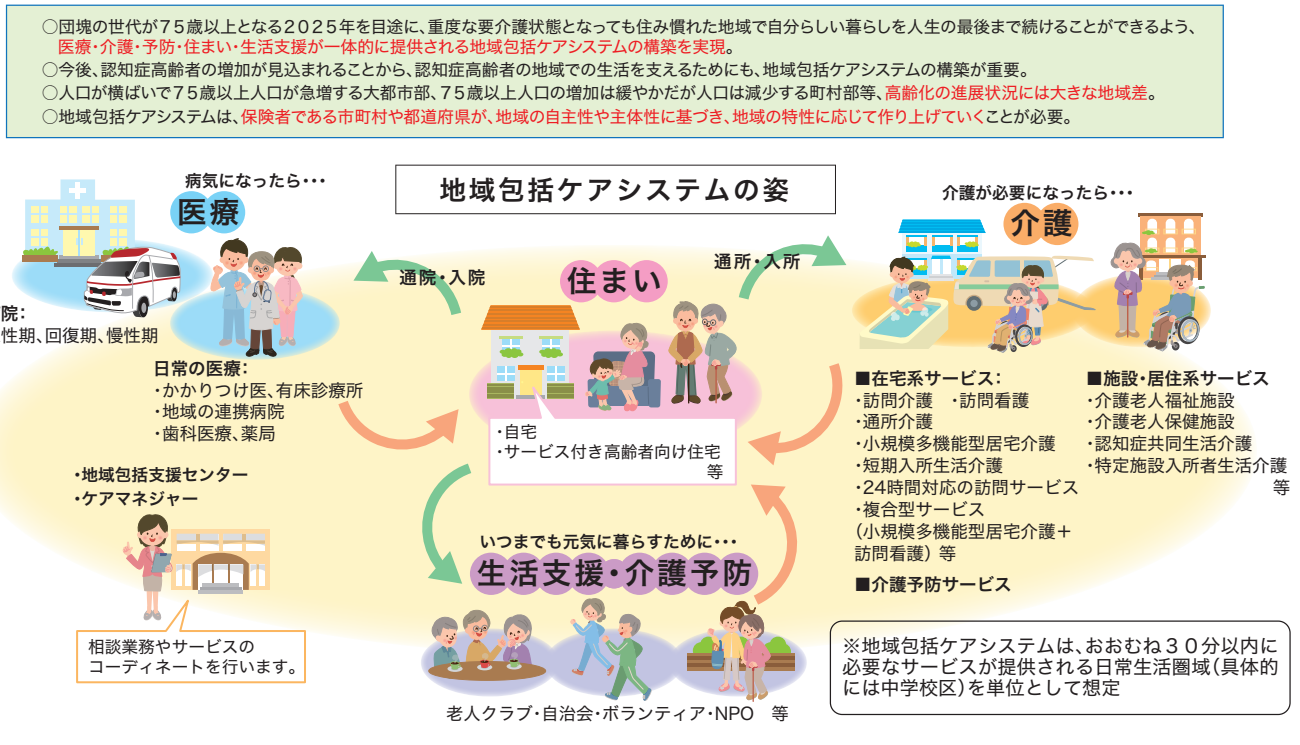
医療機関の被災による医療従事者の流出防止のため、被災した自治体病院の医療従事者を県内の他自治体病院で採用するなどの措置を促進するとともに、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して

「地域医療人材確保事業」を創設し、医療機関や仮設診療所等における被災失業者の雇用等を支援しました。

一方で、県内では、震災以前より課題とされてきた人口減少や高齢化が、震災をきっかけにさらに進展することが懸念され、被災による身体機能低下などの改善や、住民の暮らしを支えるコミュニティについて再建する必要があります。こうしたことから、石巻市などでは、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療と介護の連携地域における包括的な支援・サービス提供体制として「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組が始まりました。

■図：地域包括ケアシステムの構築

出典：厚生労働省資料(平成26年5月)より抜粋



■表：仮設診療所の整備状況(医科、歯科)

【医科】

開設場所	開設者	診療所開設時期
石巻市雄勝地区総合支所近接地	石巻市	平成23年10月5日
石巻市牡鹿地区寄磯	石巻市	平成23年11月1日
旧石巻市役所敷地内	石巻市	平成23年12月1日
南三陸町ベイサイドアリーナ敷地内	南三陸町	平成24年3月27日
石巻市トゥモロビジネスタウン内	石巻市	平成24年5月30日

【歯科】

開設場所	開設者	診療所開設時期
南三陸町ベイサイドアリーナ近接地	宮城県 歯科医師会	平成23年10月18日
南三陸町歌津地区民間医科仮設診療所近接地		平成23年10月20日
女川町女川病院敷地内		平成23年11月1日
気仙沼市大谷地区歯科診療所跡地		平成24年2月1日
山元町仮設住宅整備地内	石巻市	平成24年2月14日
石巻市雄勝地区雄勝医科仮設診療所敷地内		平成24年6月4日

取組 02

ICT(情報通信技術)を活用した医療連携の構築
 ~いつでも、どこでも医療サービスの提供を受けられる環境づくり~

震災では、多数の被災者が被災地域から県内外へ移動するとともに、医用機関が保有していたカルテや、患者が保有していた薬剤手帳などの医療情報が喪失するなど、個々の患者の医療の継続性の確保が課題となりました。

こうしたことから、被災地における医療の復興に向けて、ICTを活用した医療連携システムとして「みやぎ医療福祉情報ネットワーク」を構築し、地域において

病院、診療所、薬局、介護施設等が患者に係る医療情報を共有するとともに、災害等による喪失防止を推進しました。

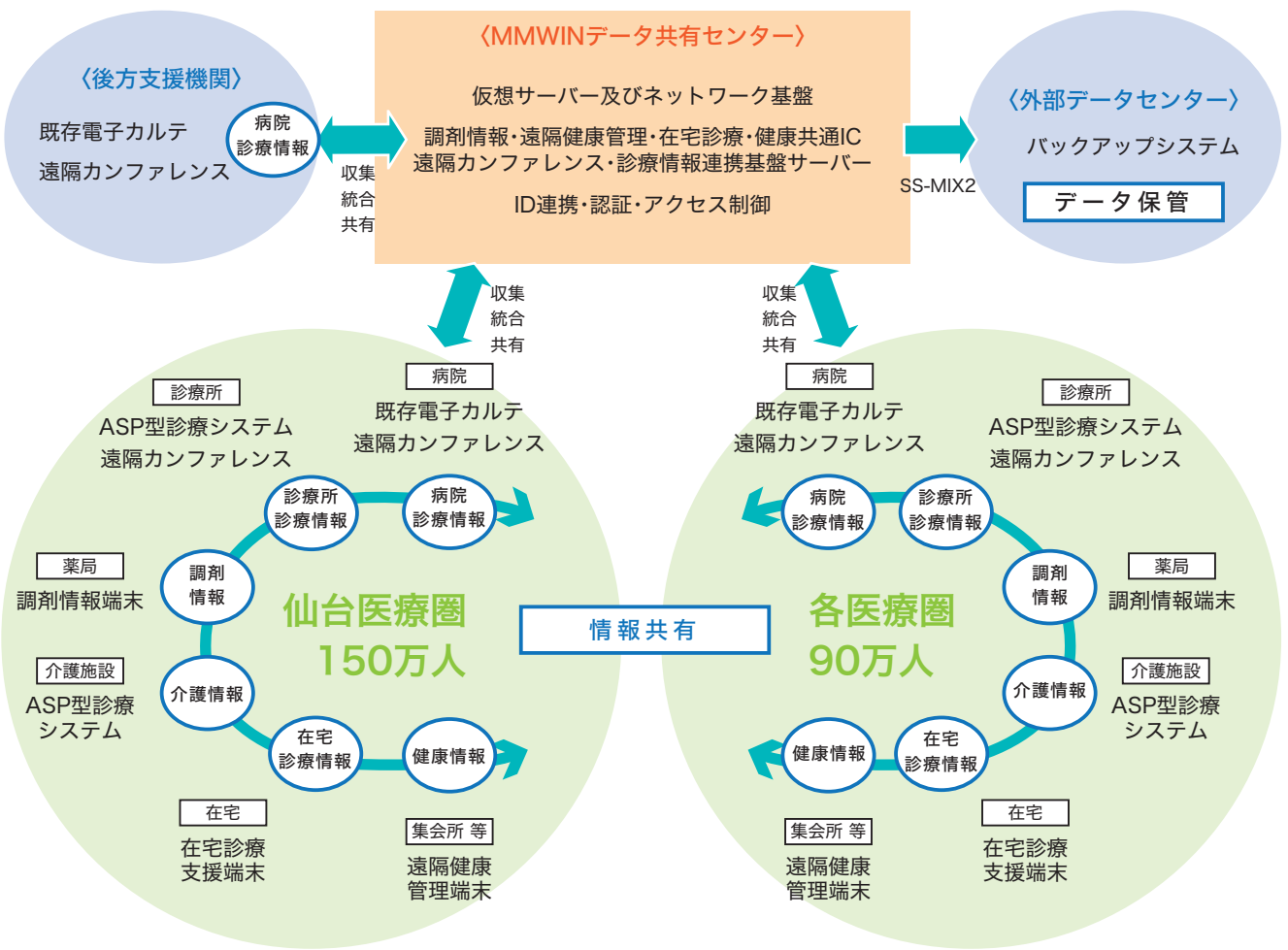
本システムでは、地域医療連携支援センターにおいて、医療情報を安全に管理し、共有することにより、医療情報入力の重複を省き、医療従事者の負担軽減を図るとともに、地域の診療所の医師と中核病院の医師が、遠隔カンファレンスにより医療方針を相談することが可能となる

など、へき地で働く医師の負担軽減が図られるよう推進しています。

また、「みやぎ医療福祉情報ネットワーク」の構築にあたっては、東北大学を中心に、被災地の地域医療再建と健康支援、さらにバイオバンクの構築に取り組んでいる「東北メディカル・メガバンク構想」と連携しています。

■図:みやぎ医療福祉情報ネットワークの構築

各医療圏におけるシステムは、「医療・介護・福祉のシームレスな情報連携」と「職種を越えた情報共有による真の地域包括ケアの実現」を目指したシステムです。



取組
03

被災者へのケア体制の充実

～子どもから大人まで、被災者の心と体のケアを～

被災者の応急仮設住宅等における生活が長期化する中、心の問題や、日中活動量の低下に伴う生活不活発の問題など、心身の健康状態の悪化が懸念されました。

被災市町においては、被災者の健康保持増進のため、保健師や看護職員等による健康相談や訪問指導、歯科医師等による歯科保健相談、栄養士による食生活支援、リハビリテーション専門職による運動指導など、要援護者を支える様々な支援が行われました。

県内13市町の61箇所を設置された仮設住宅サポートセンターでは、生活支援相談員を配置し、被災者の総合相談や巡回訪問など見守り活動などが行われ、地域コミュニティの構築・維持のための地域交流サロ

ンや配食サービスなど、地域の状況に応じた健康支援・生活支援が実施されています。

県では、市町の仮設住宅サポートセンターを後方支援する「宮城県サポートセンター支援事務所」を開設し、県社協などの協力団体と連携し、仮設住宅等の相談会への専門職派遣や、阪神淡路の支援経験者をアドバイザーとした被災者支援の助言、サポートセンタースタッフの人材育成などを実施しました。

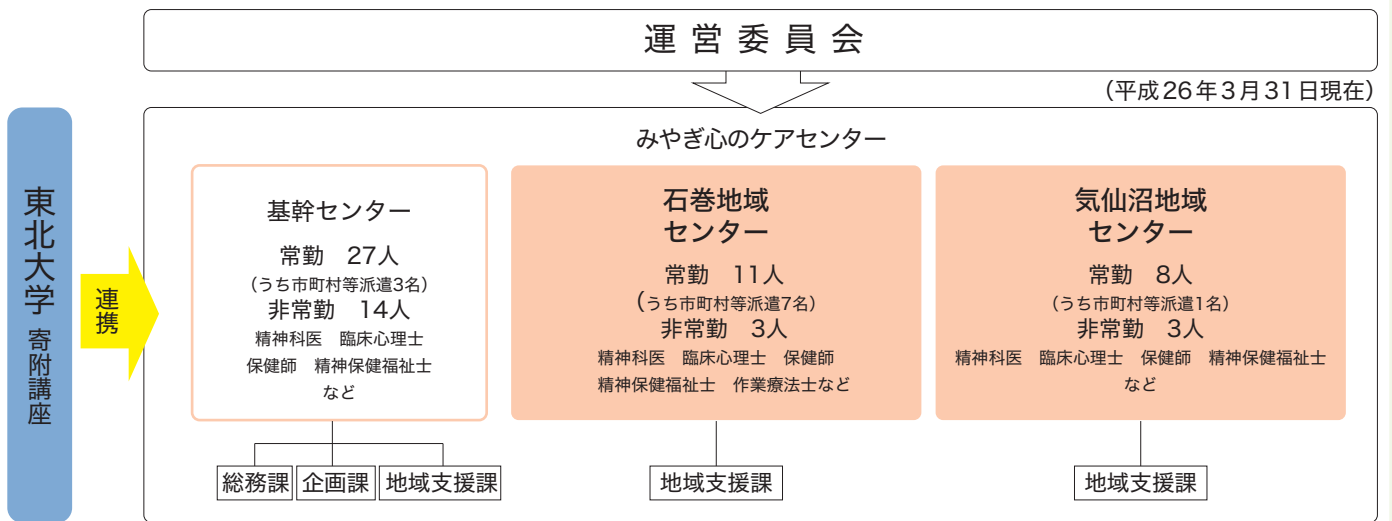
津波被害により心の支えである家族を亡くし、生活の場である家屋が流されるなど、被災者にとって、心に大きな傷を負っただけでなく、家庭環境や生活環境が大きく変化したことや様々な不安に伴うストレスによる心身の健康の問題の増加が懸

念されました。

県では、「みやぎ心のケアセンター」を開設し、震災によりPTSDやうつ、不眠などの心理的影響を受けた被災者の心のケアを行いました。

また、震災により親を亡くすなど、精神面で不安定になり、教育的配慮が必要な児童生徒等の心のケアについては、学校だけで抱え込むことなく、家庭やスクールカウンセラー、専門医等の関係機関との緊密な連携のもと、長期的・継続的に支援できる体制づくりを進めるとともに、甚大な被害を受けた沿岸部の学校を中心にスクールソーシャルワーカーを配置して、きめ細やかな支援に取り組みしました。

■図：みやぎ心のケアセンター体制図



写真：仮設住宅を訪問する被災者サポートセンター職員(東松島市)



写真：サポートセンターにおける見守り支援(岩沼市)

第7節 再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成

太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を推進するとともに
クリーンエネルギーを活用したまちづくりを推進

被災直後の状況と課題

東日本大震災では、エネルギー安定供給の脆弱性が露呈し、エネルギー政策の抜本的な見直しが必要となるなど、エネルギーの安定確保が課題となりました。

震災により、応急・復旧活動に必要な不可欠な交通網が広範囲にわたり寸断され、港湾施設等のインフラ施設の損壊及び電気、ガスをはじめとするライフラインへの大きな被害が発生しました。

宮城県内の発電所は、地震により全ての発電所が停止するとともに、その後の大津波により浸水や冠水等の被害を受けたため、復旧には相当の時間を要する状況でした。震災当日の3月11日は県内全域で約140万戸が停電しました。

また、石油製品は県内の製油所が被災して出荷停止となり、道路の損壊等から輸送が難しい状況が続くなど、病院などの人命救助や生活維持のため不可欠なところへの供給等も困難な状況でした。都市ガスについては、東北地域最大の

仙台市ガスのLNG基地が津波で被災し、製造設備が冠水するとともに、設備の一部が流される等の深刻な被害が生じました。

県内各地で生じたエネルギー不足は、エネルギーの大切さを改めて認識させ、今後のエネルギーの安定確保のためには、各市町における新しいまちづくりにおいて、エネルギーの効率的利用などの省エネルギーを推進することに加えて、再生可能エネルギーの積極的な導入促進に期待が集まりました。



写真：被災したガス供給施設(仙台市)



写真：津波で倒壊した送電鉄塔(仙台市)

復興に向けた取組の概要

宮城県では、「宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例(平成14年宮城県条例第41号)」に基づき、平成17年度に「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画(以下、「基本計画」という。)」を策定し、県民や事業者による自主的な取り組みを推進するため、県有施設への太陽光発電設備などを率先して導入し、化石燃料に

由来するエネルギーの消費量削減に取り組んできました。また、平成23年度からは、県民税の超過課税である「みやぎ環境税」を活用し、住宅用太陽光発電システムの導入を支援するとともに、事業所の新エネルギー・省エネルギー設備の導入に対する補助などに取り組ましました。

震災によって生じたエネルギー危機は、太陽光発電などの自立・分散型エネルギーの重要性を再認識させるなど、基本計画を取り巻く状況が大きく変化したた

め、平成24年6月に「みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針」を策定して、新しいまちづくりや産業復興に向けて再生可能エネルギーの積極的な活用を推進するとともに、国の地域環境保全対策費補助金(地域グリーンニューディール基金)を活用して、地域の防災拠点となる公共施設等の再生可能エネルギー設備や蓄電池等の導入を進めました。

平成26年3月には、震災後の本県の現状を改めて整理した上で、震災からの復興の取組を進めつつも計画的に再生可能エネルギー等の導入や省エネルギーの促進が図られるよう、「基本計画」を改訂しました。



写真：大規模太陽光発電所(メガソーラー)(東松島市)

主な取組

- 環境に配慮したまちづくりの推進
- 復興住宅における太陽光発電の全戸整備
- スマートグリッドやコージェネレーションによる先進的な地域づくり

取組
01

環境に配慮したまちづくりの推進
分散型電源の確保を支援し、災害に強く環境に配慮したまちづくり

宮城県における再生可能エネルギーの導入は、日本最初の水力発電所といわれる山居沢発電所をはじめとする水力発電のほか、大崎市鬼首地区における地熱発電、製紙会社等におけるバイオマス(木質)利用など、比較的大規模な施設での活用が図られており、最近では太陽光発電設備を中心に導入が進んでいます。

県内では、太陽光や太陽熱のほか、風力、小水力、バイオマス、温泉熱など、様々なエネルギーにおいて、更なる活用の可能性があります。

震災に伴い、県内では、大規模かつ長期間の停電とエネルギー不足を経験し、再生可能エネルギーの重要性を再認識することになりました。

主に津波によって大きな被害を受けた沿岸部の多くの市町では、震災復興計画などにおいて、再生可能エネルギーを活かし、復興へつなげていこうとする方針が示されており、自立・分散型のエネルギーの導入やICT(情報通信技術)を活用して、まちの効率的運営を図るスマートシティやエコタウンといった新しいまちづくりに

向けて動き出しています。

沿岸部等においては、被災した産業の活性化と合わせた再生可能エネルギーや省エネルギーに関する取組や、低未利用地を活用したメガソーラーの整備や、風況特性を活かした風力発電の調査等が進められています。

さらに、海洋エネルギーや藻類バイオマス等、新たなエネルギー資源の実用化に向けた技術開発も行われるなど、地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入の取組が、各方面で進められています。

■図: スマートシティのイメージ図

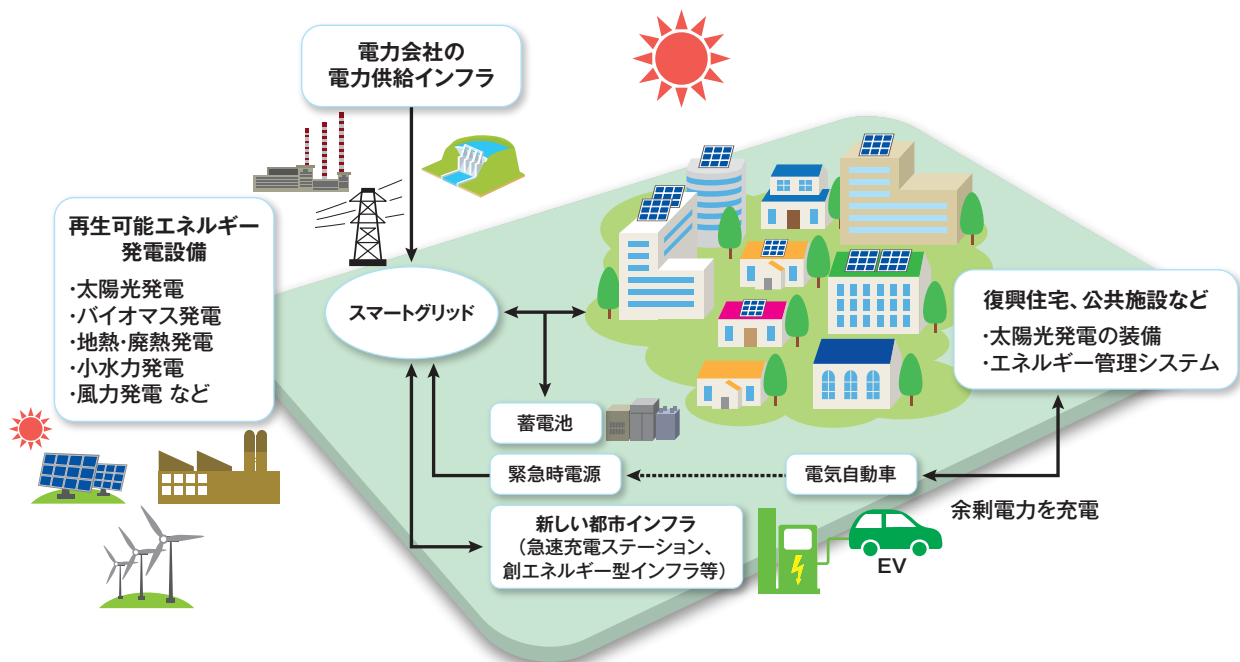


写真: 木質バイオマスの活用(石巻市)



写真: 公共施設に設置された太陽光発電設備(七ヶ浜町)



写真: 小水力発電(大崎市)

取組
02

復興住宅における太陽光発電の全戸整備
住宅の再建や災害公営住宅に太陽光発電を積極的に導入

太陽光発電は、県民等に最も身近で、普及が進みつつある再生可能エネルギーであり、環境への配慮のみならず、節電や災害対応の強化という観点からも高い効果が見込めることから、その導入を推進しました。

太陽光発電設備の一層の導入を推進するにあたり、設備価格など経済面の要因がハードルとなっていることから、県内住宅における太陽光発電設備等の導入経費を補助するとともに、災害公営住宅

の屋上を活用した太陽光発電設備の導入に向けたシステム構築など、復興住宅における太陽光発電設備の普及の加速化に取り組みました。

災害公営住宅については、団地内の街灯やエントランスホールや廊下、階段などの共用スペースへの電力供給等のための太陽光発電設備の導入を進めるとともに、将来の屋根貸し制度等に対応するため、あらかじめ配管設置や太陽光パネルの荷重を考慮した設計とすること

を推進しました。

また、県が保有する遊休地や施設の屋根を有効活用し、これらを発電会社に貸し出して、民間活力により太陽光発電設備の導入を図る取組の実施に向けた、検討を行いました。

■図：屋根貸し事業スキーム



取組
03スマートグリッドやコージェネレーションによる先進的な地域づくり
再生可能エネルギーの活用における先進的な地域を目指す

被災市町において、沿岸部を中心に、高台移転など、新しいまちづくりが進められています。人口減少や高齢化が見込まれるなか、地域コミュニティを維持し、行政サービスを継続していくためには、まちの機能と人口を集約化したコンパクトなまちづくりが求められており、それぞれの震災復興計画の中で、ICTや再生可能エネルギー等を取り入れた「スマートシティ」や「エコタウン」の形成を提唱している市町もあります。

また、一部の市町では、内閣府の環境未来都市や経済産業省のスマートコミュニティ導入促進事業等により、国の施策や民間活力を活用した取組が進められています。

こうした事業により、コージェネレーションを活用した災害時における大規模なエネルギー供給システムの構築などが始められています。

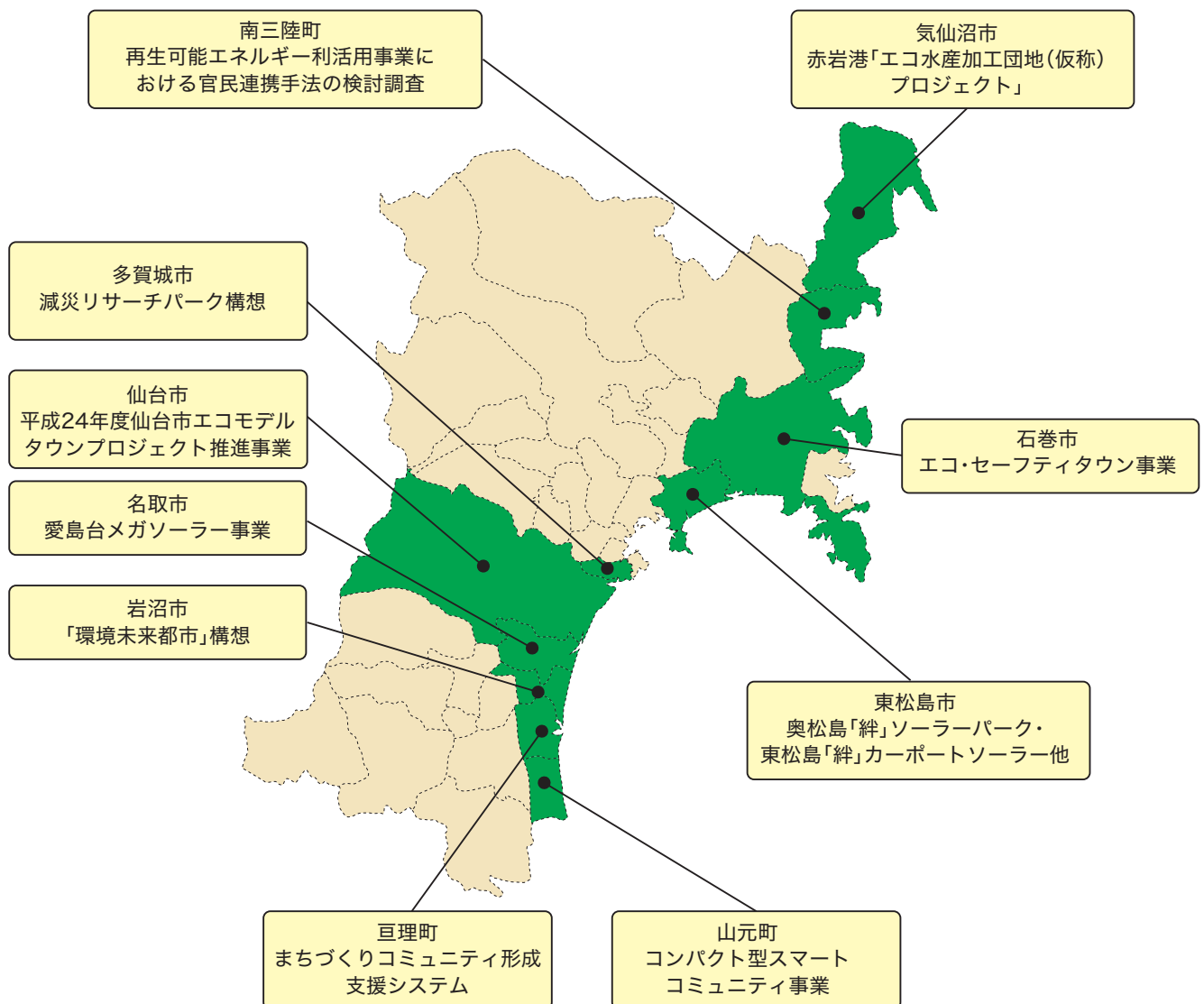
新しいまちづくりは、市町が中心となって進められていますが、地域の再構築が進む中で、県としては、県民のメリット増加のための全県的な取組や関係機関との連携のための広域連携や、国や大学等との調整役を果たすなど、平成24年度に設置した「みやぎスマートシティ連絡会議」を中心に、各地域における取組の積極的な支援に努めました。

新しいまちづくりにおいて、住宅団地や工業団地の整備にあたり、太陽光発電、コー

ジェネレーション設備の導入やHEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）等のEMS（エネルギーマネジメントシステム）によるエネルギー消費の縮減に向けた取組も推進しました。

仙台市の田子西地区や新井東地区における住宅地整備と合わせた再生可能エネルギー、コージェネレーション設備等の導入や、大衡村の第二仙台北部中核工業団地におけるEMSの構築に向けた取組などが注目されています。

■図：スマートシティづくりに向けた取組



第8節 災害に強い県土・国土づくりの推進

東日本大震災の教訓を踏まえた地域防災体制全般の見直しと再構築 広域防災体制の整備促進

被災直後の状況と課題

東日本大震災は、それまでの想定をはるかに超える大規模災害となったことから、災害応急対策の面で、様々な課題を残しました。

被災自治体においては、防災拠点となるべき庁舎が被災し、加えて大規模な停電、道路の寸断、通信の途絶、さらには首長や職員が被災するなど、一時的に行政機能が低下したため、被害状況の把握や報告等が遅れ、被害の全容把握に支障が生じるなど、発災初期の活動のみならず、復興に向けた諸活動を大きく制約されました。

また、電気・水道・ガス・通信などのライフラインが寸断され、道路や港湾などの広域物流網も大きな被害を受け、応急復旧が完了するまでの間は、各種の物資輸送が大きく滞りました。そのため、直接津波被害を受けなかった内陸部を含め、食料や燃料が長い期間にわたって供給不足となり、日常生活への障害はもとより、地

域の産業経済活動の停滞をもたらしました。特に、東北地方のエネルギー拠点である仙台塩釜港では、津波により輸送網の寸断や製油所の操業停止が発生し、ガソリン等の燃料不足が一時深刻化するなど、本県のみならず我が国全土の生活、産業に基大な影響をもたらしました。

救援物資は、道路や港湾等が被災し、輸送路が途絶したため、被災地への供給が滞り、県や市町村に物資が集まっても、各避難所

へ届かないという問題も発生しました。

災害に強いハード整備とともに、今回の震災における、情報収集・伝達や救急・救助活動、緊急輸送体制、物資輸送・調達、避難所運営・管理など、対応が十分ではなかった点を中心に、検証し、対策を検討するとともに、被災の教訓や災害に強いまちづくり構築の取組を継承していくことが重要となりました。



写真：被災した庁舎(南三陸町)

復興に向けた取組の概要

今回の震災では、被災地だけでなく、一極集中型の国土構造や社会システムの脆弱性が明らかになりました。このため、耐災性の高い多重型交通ネットワークの構築や、迅速かつ確実性の高い災害情報収集・伝達体制の整備等の推進と併せて、中核的な広域防災拠点の設置や国の危機管理代替機能の整備について提言を行いました。

災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、道路、港湾、空港、鉄道などの県土の骨格となる重要な交通インフラの整備を着実に進めるとともに、多重性を重視した耐災性の高い電気、ガス、水道、ブロードバンドをはじめとするICT(情報通信技術)などのライフライン及び災害時において燃料などの生活必需品が安定して供給できる物流拠点の整備を支援するなど物流システムの構築を促進しました。

地域防災拠点の再整備、情報の伝達や収集の仕組みづくり、避難体制の確立など防災体制全般を見直し、再構築を図る

「防災体制の再構築」を行いました。

また、広域災害に対して、救援物資の中継や後方支援などの機能のほか、直ちに東北エリアをカバーして現地の司令塔となる中核的な広域防災拠点の設置について国に提言しました。また、国の災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな機能代替が可能となるよう、首都圏から近い東北地方に危機管理代替機能を整備することを国に提案しました。

さらには、今回の大震災及び津波災害についての記録・研究・研修・学習を目的とし、最先端の震災・津波研究を行う「(仮

称)震災・津波博物館」を中核とした「(仮称)東日本大震災メモリアルパーク」の整備を国に提言しました。

主な取組

- 耐災性の高いライフライン・物流システムの構築
- 防災体制の再構築
- 広域防災拠点の設置
- 東北地方への危機管理代替機能の整備
- 「(仮称)東日本大震災メモリアルパーク」の整備



写真：三陸沿岸道路 仙塩道路4車線化着工式(多賀城市)

取組
01耐災性の高いライフライン・物流システムの構築
災害時に機能する多重型交通ネットワークと物流システムの構築

災害時にも機能する多重型の交通ネットワークの構築に向けて、道路、港湾、空港、鉄道などの県土の骨格となる重要な交通インフラの整備を促進しました。

今回の震災で、大津波の影響を受けることなく通行が可能で、救急救命活動や緊急物資輸送などに重要な役割を果たした三陸縦貫自動車道や常磐自動車道については、沿岸部の防災道路としての位置づけをより明確にし、加速度的な整備により早期の全線供用を促進しました。また、広域にわたる大災害では、東北圏全域や他ブロックとの連携した対応が必要となることから、日本海沿岸の高規格幹線道路との東西軸を形成する防災ラダー道路として、みやぎ県北高速幹線道路などの整備推進により、早期に複数の迂回ルートが確保される防災道路ネットワークの形成を推進しました。

多重性を重視した耐災性の高い電気、ガス、水道、ブロードバンドをはじめとするICT（情報通信技術）などのライフライン及び災害時において燃料などの生活必

需品が安定して供給できる物流拠点の整備を支援するなど物流システムの構築を促進しました。



写真：みやぎ県北高速幹線道路（栗原市）

取組
02防災体制の再構築
「減災」を防災の基本方針に位置づけ

東日本大震災を踏まえ、これまで実施してきた防災対策の一層の強化を図り、県民の生命、身体及び財産を地震災害から守り、安全・安心に暮らせるみやぎの県土づくりを進めるため、「地域防災計画」の見直しに着手しました。

国の「防災基本計画」の見直し（平成23年12月）を踏まえ、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を新たに防災の基本方針とし、情報収集・伝達体制と避難体制の強化に重点的に取り組むこととしました。

今回の震災における東北電力女川原子力発電所周辺は、震度6弱の地震と約13メートルの津波が襲いましたが、発電所は海面から13.8メートルの高さに建設されていたため、津波による大きな被害はありませんでした。一方で、女川原子力発電所の周辺環境への影響を監視してきた原子力センターは、津波により全壊の被害を受けました。女川原子力発電所の周辺には、11箇所のモニタリングステーションを設置し、そのうち4箇所が使用不能となりましたが、新たに5箇所配置しました。

東京電力福島第一原子力発電所事故後

の県内における空間放射線量測定体制を強化するため、平成24年3月までに、県の合同庁舎等に7箇所、可搬型モニタリングポストを33箇所、合計40箇所に、連続して空間放射線量率を測定可能なモニタリングポストを整備し、放射性物質の監視体

制を強化しました。

さらに、震災復興に重要な役割を果たす自衛隊との協働体制や警察機能を充実・強化を推進しました。



写真：総合防災訓練（県庁）

取組
03

広域防災拠点の設置
広域災害に備える

今回の震災では、県内の沿岸部を中心に壊滅的な被害をもたらし、県内では1万人を超える死者(震災関連死含む)と1,300人近くの行方不明者を出すなど、多くの尊い人命を失いました。

震災時の医療活動では、全国からDMA T(災害派遣医療チーム)をはじめとした医療チームの応援を受け、医療機関の機能が著しく低下した沿岸被災地では、傷病者を内陸部や県外の医療機関に搬送しました。

また、救助・救急・消火活動では、緊急

消防援助隊(消防)や広域緊急援助隊(警察)、自衛隊等の広域支援部隊が、発災後早期に県内に入ったものの、初動期の情報不足により集結場所が定まっておらず、被災地へ効率的な人員の投入を困難にしました。

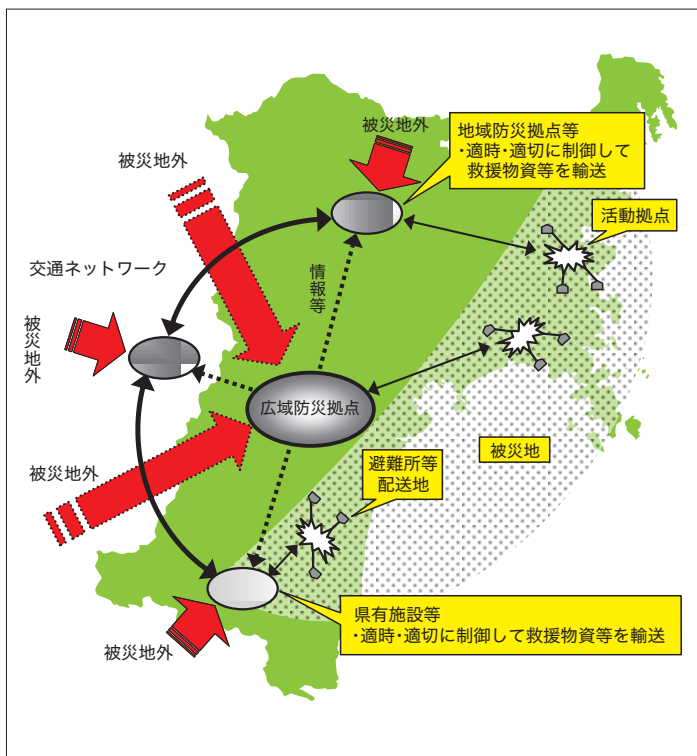
救援物資等の集配では、輸送車両や燃料の不足に加え、大規模な物資集積拠点が県内になかったことから、全国から送られた大量の救援物資の取扱いは混乱をきたし、被災地のニーズに応じた適時適切な集配ができませんでした。

このような経験を踏まえ、今後、大規模災害に効果的に対応するためには、「傷病者の域外搬送拠点機能の充実強化」、「広域支援部隊の一時集結場所やベースキャンプ用地の確保」、「物資輸送中継拠点の整備」等が必要であると強く認識したことから、その中核的機能を担う広域防災拠点を整備するとともに、これを核として地域防災拠点等と相互連携することにより、被災地の災害対応をより円滑に支援する体制を構築する取組を推進しました。

宮城県広域防災拠点整備の基本方針

- イ 災害発生時には、県の災害対策本部の指示の下、関係機関(市町村、自衛隊等)と連携して迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、県民を災害から守るための活動拠点及び物資輸送中継拠点等として、県内被災地等の活動拠点における災害対応を広域的に支援する。
- ロ 広域防災拠点を中心として、既存の県有施設や市町村が整備する地域防災拠点等との機能補完、相互連携によるネットワークの下、全県的な防災体制を整備する。
- ハ 平常時には、自然豊かな都市公園として県民の憩いの場になるとともに、県民の防災知識等の普及啓発や防災訓練の場としても活用する。

■図:宮城県広域防災拠点と地域防災拠点等のネットワークイメージ



■計画地の全景



■計画地の面積

宮城野原公園総合運動場:約21ha	
仙台貨物ターミナル駅:約17ha	
仙台医療センター:約5ha	合計約43ha

取組
04東北地方への危機管理代替機能の整備
首都機能の分散・バックアップ体制の確立を

東日本大震災は、被災地に甚大な被害を与えただけでなく、首都東京を含む東日本全体の生活・経済・行政に広範な影響を及ぼしました。

仮に首都直下地震が発生し、ライフラインが寸断された場合、国の中枢管理機能は停止状態に陥る危険があり、首都機能が一極に集中する国土構造の脆弱性が強く懸念されます。

大震災などの有事に備え、国土全体で首都機能をバックアップできる自立分散型の国土と経済社会システムの構築、特に、政府の危機管理機能が一時的に麻痺した場合に備え、これを代替できる拠点の整備が必要と国へ訴えました。

また、首都圏から近く、国の災害対策本部など政府の危機管理機能の速やかな機能代替が可能な東北に危機管理代替機能を整備するよう提言しました。



写真：宮城県災害対策本部（県庁内）

取組
05「(仮称)東日本大震災メモリアルパーク」の整備
犠牲者の鎮魂と震災の記憶の風化防止

今回の大震災及び津波災害についての記録・研究・研修・学習を目的とし、最先端の震災・津波研究を行う「(仮称)震災・津波博物館」を中核とした「(仮称)東日本大震災メモリアルパーク」の整備を国に提言しました。

今回の大震災においては、地震とそれに続く大津波により多くの人命が失われ、相当数の家屋が損壊・喪失するなど、甚大な被害が生じました。

今回の教訓を踏まえ、大震災の記憶を風化させないよう後世へ語り継いでいくほか、防災に対する県民の醸成を図るために、防災教育や意識啓発活動を推進するとともに、追悼の場として、また防災・減災や憩い・レクリエーションの場として、津波による被害の大きかった地域に「(仮称)震災・津波博物館」を中核施設とした「(仮称)東日本大震災メモリアルパーク」の総合的に整備することを国に要望しました。

また、市町村が行う復興祈念施設の整備に向けた計画の策定などの支援を行いました。

また、市町村と連携し、東日本大震災の被災状況や復興過程、支援内容などを記録した写真、文書の「デジタルアーカイブ」の構築に取り組みました。アーカイブは、各市町村がそれぞれ収集保存した資料を写真・動画、行政文書、音声などをデータベ

ス化したもので、市町村単位や種類別に検索できる仕組みを整えました。内陸被災地や沿岸の支援に回った自治体の活動も紹介し、宮城県全域を網羅した情報発信の体制を整えました。



写真：千年希望の丘(岩沼市)

第9節 未来を担う人材の育成

郷土の発展を支える人づくりの推進

被災地の教育環境の整備と子どもの心のケア・防災教育の推進

被災直後の状況と課題

震災直後、余震が続くなか、停電による静寂と暗闇の中で、子どもたちは不安な夜を過ごしました。

大津波により壊滅的な被害を受けた沿岸部を中心に、中には、死の危険にさらされ、目の前で、住み慣れた家や心の支えである家族や友人等が津波に飲み込まれるなどの辛い経験をした子どもたちも数多くおりました。

その後も、避難所や仮設住宅などでの慣れない生活が続き、そうした不安定な生活環境が不安感の増幅や集中力の低下、不眠など、子どもたちの心に様々な影響を及ぼしました。

また、症状が表面化していない子どもたちも、震災直後の緊張が解けていくにつれて、心の奥底に残った傷から一気に発症することも懸念されました。

県内の幼稚園や小学校、中学校、高等学校における人的被害は、教職員を含め、

死者346人、行方不明者35人にも及びました。(公立学校のみ)

震災当日から、多くの学校は避難所として開放され、たくさんの被災者が避難しました。各避難所等では、マンパワーが必要とされたため、多くの生徒らがボランティア活動に従事しました。生徒らは、

支援物資の運搬や炊き出し、看護師等の回診の手伝いなど、避難所等における支援活動のほかにも、泥だし作業や震災がれきの分別作業、写真等の拾得物の洗浄作業、仮設住宅での交流、引越の手伝い、吹奏楽の演奏、募金活動など、様々な被災地支援のボランティア活動が行われました。

■表：公立学校等の被害状況等について(平成26年3月31日現在)

	学校数 (公立幼稚園・ 学校)	人的被害等(人)						施設被害等 (校数)
		死者		不明(確認中含む)		負傷者		
		幼児・児童・生徒	教職員	幼児・児童・生徒	教職員	幼児・児童・生徒	教職員	
県立学校	97	76	2	8	0	1	1	91
仙台市	201	6	0	0	0	9	9	199
大河原管内	103	0	0	0	0	0	0	70
仙台管内	120	37	1	0	0	0	0	112
北部管内	109	0	0	0	0	2	0	61
栗原管内・東部管内	92	201	12	18	0	2	1	90
登米管内・南三陸管内	48	7	4	9	0	0	0	46
合計	882	327	19	35	0	14	11	762

復興に向けた取組の概要

宮城県が東日本大震災からの復興を成し遂げ、活力を持続可能なものとして、その後も発展し続けていくために、何より必要なのは、震災による困難を乗り越え、復興の原動力として活躍し、未来を担う人材の育成です。

このため、子どもたちが健やかに成長できるよう、被災した学校施設等の復旧

整備に早急に取り組むとともに、被災した子どもたちの心のケアや就学支援等に取り組むとともに、学校や家庭・地域と連携した防災教育を推進しました。

また、子どもたちが、震災を通して、命の尊さや助け合うことの大切さ、主体的に地域や社会に関わっていかうとする姿勢など、感じ、得たことを活かし、震災前から行って生きた本県独自の「志教育」の取り組みを更に推進するとともに、我が

国やふるさとの発展を支える人づくりを推進しました。

主な取組

- 心のケアと防災教育の充実
- 「志教育」の推進
- 宮城の復興を担う産業人材の育成
- 若者の復興活動への参画促進



写真：体育館を段ボールで間仕切りして授業を実施(仙台市)



写真：若者によるボランティア活動(名取市)

取組
01

心のケアと防災教育の充実
精神的苦痛を受けた児童生徒に手厚い指導・支援体制

東日本大震災では、県内全域の子どもたちが巨大地震の激しい揺れを体験し、さらに、沿岸部では、津波による被害を目の当たりにした子どもたちも多くおりました。また、震災をきっかけに、避難所生活から応急仮設住宅等への入居、親しい人との別れ、転校、家庭環境の変化など、子どもたちを取り巻く環境は、日々刻々と変化していきました。

そうした中であって、子どもたちは、震災そのものの影響によるストレスとともに、それぞれの成長段階における課題なども抱え、子どもたちが心身ともに健やかに成長していくためには、中長期的な視点に立ったサポートが必要でした。

県では、様々な体験をした子どもたちの心のケアのため、児童精神科医や臨床心理士、保健師、教師などで構成する「子どもの心のケアチーム」を編成し、東日本大震災中央子ども支援センターとの連携のもと、被災地域を巡回し、医療的ケアを含めた幅広い支援を実施するとともに、保育所の保育士や放課後児童クラブ指導員、保護者等に対する研修を実施しました。

学校では、教職員が、子どもたちの変化をいち早く察知し、子どもたちの心に寄り添った継続的かつ長期的な視点に立った心のケアが必要とされました。そのため教職員向けに、精神科医・臨床心理士など専門家

による「心のケア研修会」を行いました。また、教職員による対応が困難なケースも多かったことから、スクールカウンセラーを県内の全校に配置して、専門的なケアを行うとともに、希望校へは外部人材を派遣し、読み聞かせや音楽療法などの心のケア療法や、医師や臨床心理士による研修や健康相談などを実施しました。

子どもたちへの心のケアをより効果的なものとするために、家庭や地域などと連携を図りながら子どもたちの心のケアに取り組みました。

自然災害の多い日本において、防災・減災を図り、どのような災害からも命と暮らしを守り、安全・安心な社会づくりを進めていくためには、ハード整備に加えて、未来を担う子どもたちへの防災教育は重要です。

宮城県では、大震災で未曾有の被害を受けた経験を踏まえ、「自らの命を守る教育」と「他者の命や暮らしやなりわいを守る人材を育成していく教育」を掲げて、防災教育に取り組みました。

全国初の取組として、県内全ての公立学校に「防災主任」を配置するとともに、市町村などの防災機関との連携強化を図るため、地域毎に「防災担当主幹教諭」を配置するとともに、本県独自の「防災教育副読本」

による防災教育を行っています。

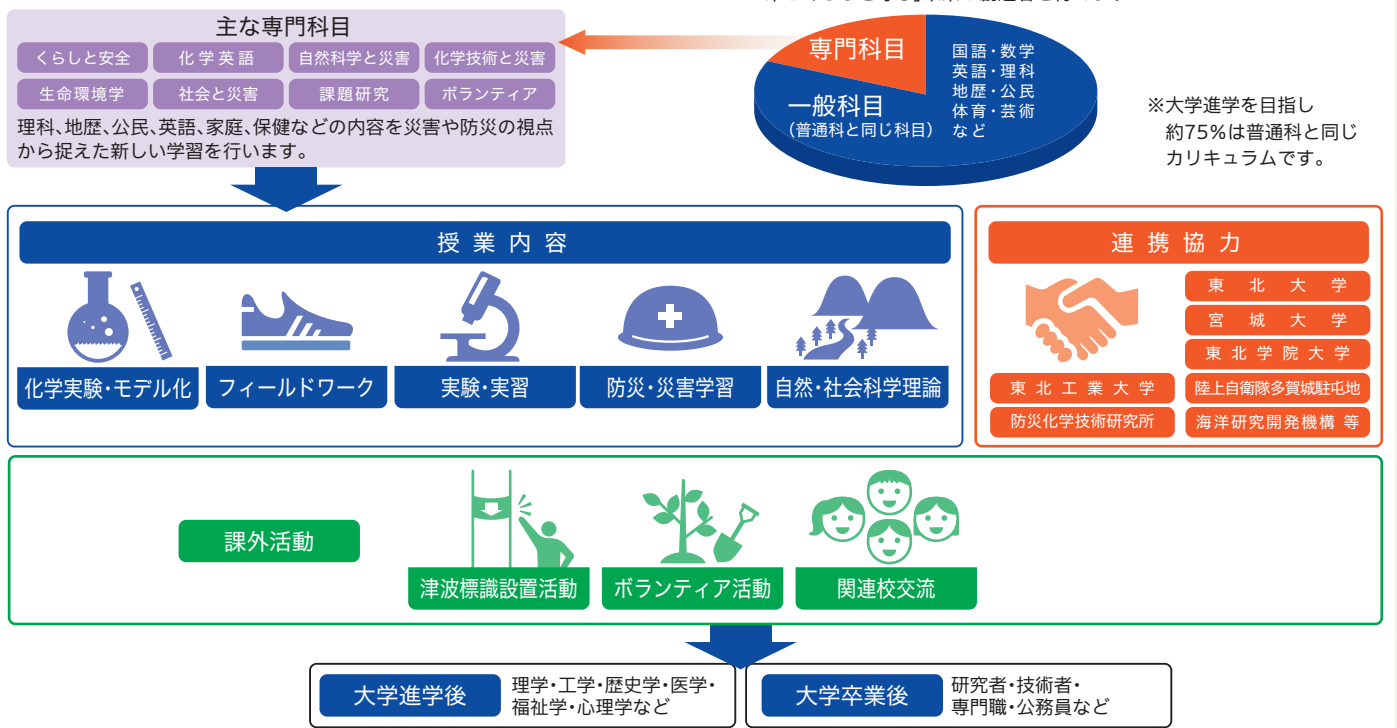
また、多くの自然災害が発生している日本において、社会の様々な分野で、防災・減災の立場からリーダーシップを果たせる人材を育成するため、多賀城高校に、全国2例目となる防災系専門学科として「災害科学科」を設置することとし、平成28年度の開設に向けて準備を進めています。



写真：県外スクールカウンセラー（気仙沼市）

■図：多賀城高校「災害科学科」における教育内容（イメージ）

～「命と暮らしを守る」未来の創造者を育てます～



取組
02「志教育」の推進
県工の発展を支える人づくりを推進

宮城県では、震災以前から、本県独自の取組である「志教育」として、子どもたちの勤労観、職業観を育てるという「キャリア教育」の内容を前提としつつも、社会的存在としての人間の生き方の観点を重視し、社会の中で自分が出来ることや果たすべき役割は何か、そしてその実現のためにどのような取組が必要かなどを考える教育を進めてきました。

この「志教育」に、今回の大震災の体験や復興に向けた取組を教育活動の中で効果的かつ適切に活かしていくことに

より、子どもたちに、命の大切さ、人や地域の絆の重要性、そして個人と社会との関係性を気づかせ、社会における自らの役割を主体的に考えて、物事に意欲的に取り組む姿勢や、未来を生き抜く力を育む「志教育」の推進に取り組みました。

震災直後に多くの方が実感した地域の絆や一体感は、今後の地域コミュニティ再生に向けた原動力となり、とりわけ子どもたちにとっては、社会との繋がりを芽生えさせ、意識づける貴重な経験になりました。このような思いを今後と

も持続させて、新しいまちづくりや地域コミュニティ再生にも積極的に参画していけるよう、学校では、社会との関わりをこれまで以上に意識した取り組みが求められています。

また、震災により国内はもとより諸外国からたくさんの支援が寄せられ、様々な交流が生まれている今だからこそ、先見性や創造性、国際性に富んだグローバルな人材を輩出していくための取組が求められています。

■志教育の取組

●川崎中学校



18年間に渡る子育てプログラムを作成し、発達段階に即した継続的な指導を行っている。「かわさきっ子虹の架け橋子育てプログラム」を全戸に配布。

●荒浜中学校



35キロメートルを全校生徒で踏破する「街道を歩く会」を毎年開催。友人や教員、親との関わり大切さを再認識する機会になっている。

●吉田中学校



地域・学校の特性を生かし、「職場体験学習」と「キャリアセミナー」を開催。地域の人々とふれあい、職業人の声から自己の生き方についての考えを深める。

●矢本第一中学校



あいさつや清掃などを行う「心あったかイートころ運動」や、部活動単位で奉仕活動を実施する「心の朝練」を実施している。

●登米中学校



郷土の偉人について学ぶ授業や、植林活動を通じた小中学校の交流、地域住民の一人として伝統の継承に携わるなどの取組を行っている。

●志津川中学校



小学4年生ごろから「夢実現シート」を作成・活用。部活動などを通して、「地域連携型中高一貫教育」を推進している。

取組
03宮城の復興を担う産業人材の育成
将来の産業を支える担い手の育成

本県の農林水産業では、震災以前から、従事者の高齢化や後継者不足が大きな課題の一つとなっていました。震災による壊滅的な被害により深刻さが増し、さらに風評被害など、窮地にあります。また、復興が遅れることにより、更に高齢従事者の離職が進み、担い手となる若い世代の農業者の流出が懸念されました。

こうしたことから、被災地域において中核となる担い手の確保・育成や、新たな担い手の確保等に向けた取り組みを強化しました。

また、地域産業の中核的な人材の育成に向けて、平成19年に設立した「みやぎ産業人材育成プラットフォーム」を通じて、産学官連携による多様な人材育成に向けた取り組みを支援するとともに、特に産業集積が進む自動車関連及び高度電子機械産業を担う人材の確保に向けて、県内製造業の認知度向上や中小企業の採用力向上のためのセ

ミナーの開催等を行うほか、地域のものづくり企業における若い技能者の育成を支援しました。

また、県内の地域医療体制の維持のため、

被災した医療機関等に従事していた医療従事者の一時的な雇用先を県内で確保し、医療人材の県外への流出防止に取り組みました。



写真：仙台高等技術専門学校での実習(仙台市)

取組
04若者の復興活動への参画促進
被災地の社会的課題に向けた様々な社会活動への参加促進

震災からの早期復旧・復興を推進し、宮城県県の更なる発展につなげていくため、復興活動への若者の積極的な参画を促進しました。

震災直後、避難所となった学校の生徒をはじめ、多くの若者が、被災地・被災者支援などのボランティア活動に参画しました。

また、被災地における地域コミュニティの再生に向けて、住民主体による地域活動を促進するため、地域の復興に向けて意欲的に取り組む人材を公募し結成した「地域応援隊」を被災地域に派遣し、地域活動支援を行いました。被災地の自治機能回復と持続可能な地域コミュニティの構築を長期的視野に入れ、マンパワー不足の解消と地域の将来を担う人材育成を推進しました。

また、被災地域が抱える様々な社会的課題の解決に向けた起業を目指している個人や団体等に対して、起業に際しての経営支援及び開業資金の補助を行い、被災地域における雇用の確保と自立的な経済活性化など、被災地の産業再生に取り組む起業家を支援しました。



写真：若者によるボランティア活動(名取市)

第10節 復興を支える財源・制度・連携体制の構築

甚大な被害からの復興に向けて、
必要な財源確保や新たな制度創設を国に対して積極的に提言しました

被災直後の状況と課題

東日本大震災は、「1000年に一度」と称されるほど、これまでの災害対策において想定された事態をはるかに超える災害で、人的・物的被害も甚大でした。大津波は、多くの尊い人命を奪っただけでなく、多くの家屋などの建物を流出させ、ライフライン、交通機関など、日常生活を支える社会基盤に壊滅的な被害を及ぼしました。

東日本大震災による被害額は、平成24年6月に発表された内閣府の試算によると、東京電力福島第一原子力発電所事故の周辺被害を除き、16.9兆円に上ると推計されました。

県では発災直後より国に対して、災害復旧費の国庫補助について、「被災状況に応じた対象条件の緩和」や「補助率の引き上げ」などの要望活動を行いました。平成23年4月には、「東日本大震災に対処するための特別立法等を求める要望書」を国

に提出。被害が甚大で、被害額が被災自治体の年間予算を大きく上回る状況であったことから、国土の復興という考え方に立ち、国の全面的かつ主体的な関与とともに、震災復興に向けた基本方針や復興までの道筋を早期に示し、被災自治体の負担がゼロになることを基本とした国による財政援助などについて、早期に法制化するよう要望しました。

復興に向けた取組の概要

復興には多額の経費を要し、柔軟な制度運用が必要でした。そのため、今回の震災を踏まえた新たな財源確保策や、東日本復興特区の創設など、従来の制度にとられない新たな制度創設などについて、国へ提言しました。

特に、被災自治体にとっては、財源確保が大きな課題となっていたため、恒久的で全国民、全地域が対象となる災害対策のための間接税である災害対策税の創設や民間投資を促進する制度の創設、復興

国債の活用、災害復興基金などの対策を国へ要望しました。

また、今回の震災による被害は甚大であり、早期に創造的な復興を果たすには、行政だけでなく、民間の力も活用する必要があることから、PPP（公共サービスの民間開放）や基金創設など、民間の発想や資金、参加を推進するとともに、民間投資を促進する「東日本復興特区」の創設について、国へ提言しました。

さらに、震災は、被災地域が複数県にまたがる未曾有の広域災害となったことから、被災県共通の課題等に対して、効率的

かつ実効性のある対応を行うため、被災県・被災市町村の枠を超えた連携を推進しました。

主な取組

- 必要な財源の確保
- 民間活力の導入
- 「東日本復興特区」の創設
- 被災県・被災市町村の枠を超えた連携
- 復興・地域再生を先導する学術・研究機関やシンクタンク等との連携



写真：宮城県震災復興会議



取組
01

必要な財源の確保
被災自治体負担ゼロを基本とした国による財政援助を要望

東日本大震災は、被害やその範囲が我が国の災害史上最大規模のものであり、被害額が被災自治体の年間予算を大きく上回る状況であったことから、被災自治体の負担がゼロになることを基本とした国による財政支援が不可欠でした。

本県の社会インフラ等の被害額は、平成26年3月10日時点で、総額9兆円を超え、被災県の中で最高額にのびりました。

一方、国においては、平成23年3月11日の発災後、平成22年度内は予備費が活用され、平成23年度に入り、5月2日に第一次補正予算として、がれき処理や仮設住宅の建設、道路等の復旧等の費用として、4兆円が措置され、7月25日には第二次補正予算として、原子力損害賠償や被災者支援等の費用として、2兆円が措置されました。

平成23年4月には、「東日本大震災復興構想会議」（議長：五百旗頭真・防衛大学校長）が設置。震災からの復興指針の策定に向け

た議論が行われ、「東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）」が制定した平成23年6月24日の翌25日に、内閣総理大臣に提言が手渡されました。そして、「東日本大震災復興対策本部」（本部長：内閣総理大臣）において、構想会議提言と基本法を踏まえた「東日本大震災からの復興の基本方針」が平成23年7月29日に取りまとめられました（平成23年8月11日改定）。

「復興の基本方針」では、復興期間を10年間として、少なくとも23兆円程度の事業費を要し、はじめの5年間（平成27年度末まで）を「集中復興期間」と位置づけ、少なくとも19兆円程度の事業を要する見通しが示されるとともに、その財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、現世代全体で連帯して負担することが原則とされ、歳出削減や、更なる税外収入の確保、時限的な税制措置によることとされました。また、復興を支援する仕組みとして

「復興特区制度」や「使い勝手のよい交付金」の創設などが明記されました。

その後、本格的な復興予算となった平成23年度第三次補正予算は、平成23年11月21日に参院で可決・成立しました。第三次補正予算では、「復興の基本方針」に沿って、東日本大震災関係経費として9兆2,438億円が盛り込まれました。

また、平成24年度当初予算では、東日本大震災復興特別会計が新設され、3兆7,754億円が計上されました。

平成23年度第一次補正予算から平成24年度当初予算までに計上された復旧・復興経費は、累計で約19兆円にのびりました。

その後も新たな課題等が生じるなど、必要の都度、国に対して要望書を提出し、平成26年3月までに、延べ60回を超える要望活動を行いました。

表：東日本大震災に対処するための緊急要望

提出日	要望文	提出先	提出日	要望文	提出先
H23.3.11	平成23年東北地方太平洋沖地震対策に関する要望書	災害に関する政府調査団団長 東内閣府副大臣	H23.7.25	宮城県内における、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応を求める要望書	細野原発事故の収束及び再発防止担当大臣
H23.3.12	平成23年東北地方太平洋沖地震対策に関する要望書	菅内閣総理大臣	H23.8.4	東日本大震災に対処するための追加予算措置等を求める要望書	菅内閣総理大臣
H23.3.13	平成23年東北地方太平洋沖地震対策に関する要望書	片山総務大臣	H23.9.7	東日本大震災に対処するための追加予算措置等を求める要望書	野田内閣総理大臣
H23.3.16	東北地方太平洋沖地震における対応について	阿久津内閣府大臣政務官 市村国土交通大臣政務官	H23.10.5	東日本大震災に対処するための追加予算措置等を求める要望書	野田内閣総理大臣
H23.3.17	東北地方太平洋沖地震災害廃棄物処理に関する要望書	菅直人内閣総理大臣 松本環境大臣・内閣府特命大臣（防災）	H23.12.12	東日本大震災により被災したJR各線の復旧に当たり財政支援を求める要望書【岩手県・福島県との共同要望】	野田内閣総理大臣
H23.3.21	平成23年東北地方太平洋沖地震対策に関する緊急要望書	菅内閣総理大臣	H23.12.12	東日本大震災に対処するための継続的な予算措置等を求める要望書	野田内閣総理大臣
H23.3.30	仙台湾海岸仙台南部海岸の復旧について（緊急要望）	阿久津内閣府大臣政務官 市村国土交通大臣政務官	H24.1.10	東日本大震災に対処するための要望書	野田内閣総理大臣
H23.4.1	平成23年東北地方太平洋沖地震対策に関する緊急要望書	久保消防庁長官	H24.1.20	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被害への早期対応を求める要望書	野田内閣総理大臣
H23.4.2	東北地方太平洋沖地震災害に関する緊急要望書	鹿野農林水産大臣	H24.3.6	東日本大震災復興調整費に関する緊急要望書	平野復興大臣
H23.4.3	東日本大震災に対処するための特別立法等を求める要望書	鈴木総務副大臣	H24.3.6	東日本大震災復興交付金に関する緊急要望書	平野復興大臣
H23.4.3	東日本大震災に対処するための特別立法等を求める要望書	安住民主党国会対策委員長 山井衆議院議員	H24.3.13	被災者に対する新たな法的支援を実施するための特別立法を求める要望書	野田内閣総理大臣
H23.4.4	東日本大震災対策に関する緊急要望書	松本環境大臣・内閣府特命大臣（防災）	H24.6.19	東日本大震災に対処するための予算措置等を求める要望書	野田内閣総理大臣
H23.4.8	東日本大震災に対処するための特別立法等を求める要望書	菅内閣総理大臣	H24.10.17	東日本大震災に対処するための予算措置等を求める要望書	野田内閣総理大臣
H23.4.16	東日本大震災に対処するための特別立法等を求める要望書	大島国土交通大臣	H24.11.2	東日本大震災に係る住宅再建支援のための財源措置とグループ補助金等の繰越手続きの柔軟な措置を求める緊急要望書	野田内閣総理大臣
H23.4.27	東日本大震災対策に関する緊急要望書	松本内閣府特命担当大臣（防災）	H25.1.10	東日本大震災に対処するための予算措置等を求める要望書	安倍内閣総理大臣
H23.4.28	東日本大震災に対処する災害復旧及び復興に係る緊急要望	大島国土交通大臣	H25.1.15	東日本大震災に対処するための予算措置等を求める要望書	安倍内閣総理大臣
H23.5.20	東日本大震災に対処するための追加予算措置等を求める要望書	菅内閣総理大臣	H25.7.2	平成26年度 国の施策・予算に関する提案・要望書	安倍内閣総理大臣
H23.6.24	東日本大震災に対処するための追加予算措置等を求める要望書	菅内閣総理大臣			

取組
02民間活力の導入
民間の発想・資金・参加の促進

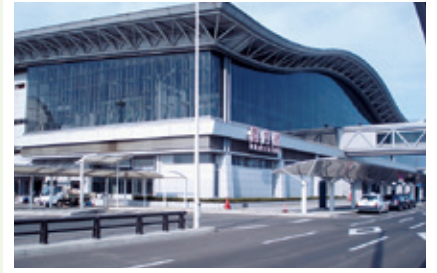
甚大な被害から、早期に復旧・復興を進めるためには、民間の力を取り入れ、県の総力をあげた取組が必要となりました。

県では、民間活力の積極的な導入を推進し、民間の知恵や力の活用や多様な主体との協働・連携に取り組みました。

仙台空港等については、民間の知恵や資金を活用し、より良いあり方や臨空地域における民間投資を活用した観光振興

策や物流機能の強化等に向けて、民間事業者や施設所有者、地元自治体等による検討を進めました。

また、新しい公共支援基金事業やみやぎ地域復興支援事業等により、被災地復興や被災者支援に取り組むNPO等に対して補助を行い、民間との協働による復旧・復興の取組の促進に取り組みました。



写真：平成23年度中に完全復旧し、民営化に向けた検討が行われている仙台空港（名取市）

取組
03被災県・被災市町村の枠を越えた連携
被災県等が抱える共通課題の解決に向けた連携

東日本大震災は、被災地域が複数県に及び未曾有の広域災害であり、共通課題を抱える被災県・被災市町村の枠を越えた連携の取組が重要となりました。

平成23年5月に、青森県、岩手県及び福島県との4県合同会議を定期的に開催し、復興に向けた取組についての情報共有や共通課題の解決に向けた検討、国に対する要望活動を行いました。

また、平成23年12月及び平成24年7月には、岩手県及び福島県との3県合同

により、JR各線の復旧支援に関する要望を、平成25年1月には、青森県を含めた4県で、東日本大震災に対処するための予算措置等に関する要望活動を行いました。

一方、県内の被災市町においても、被害状況や復興の進捗状況等は異なるものの、一日も早い復旧・復興を果すため、各市町の連携は重要であり、それぞれが抱える課題の共有や各市町の取組のうちで効果的な取組奈土に関する情報共有の

ため、県と沿岸15市町による担当部課長会議を定期的に開催しました。



写真：4県合同での要望活動

取組
04復興・地域再生を先導する学術・研究機関やシンクタンク等との連携
国際的な学術・研究機関の誘致促進

東日本大震災からの創造的復興には、学術・研究機関等との連携が重要です。

県では、被災地再生に向けて、東北大学の「災害復興新生研究機構」が進める減災・防災に向けた取組やメディカルメガバンク構想など、地域が抱える様々な課題の解決に向けた取組との連携を図

りました。

また、東北全体のさらなる発展と大震災からの復興を加速させるため、世界の最先端技術が集約された国際リニアコライダー（ILC）は、産業振興・技術革新、雇用創出・人材育成、地域振興などの面においても重要であり、大きな経済波及効

果も期待できることから、他県と連携しながら、東北への誘致を促進しました。平成25年8月、ILC立地評価会議により、国内建設候補地に北上山地が選定されたことから、引き続き、国家プロジェクトとしての国内誘致について、東北各県と連携して、国等へ働きかけを行っています。



写真：ILC完成イメージ図



取組
05

「東日本復興特区」の創設
国に対して、思い切った規制緩和や予算税制面での優遇措置を提言

県では、復興を加速するため、「東日本大震災復興構想会議」等の場を活用し、国に対して、「東日本復興特区」の創設を提言しました。

新しいまちづくりに係る様々な法律に基づく各種手続きを軽減し、統一的・一元的に進めることが出来るよう、また、被災事業者や新規立地事業者に対する規制緩和

やコスト削減措置などによる民間投資促進するための特別法の整備の必要性を訴えました。

平成23年12月、「東日本大震災復興特別区域法」が制定され、震災により一定の被害を受けた区域において、地方公共団体が特例を活用するために計画策定を行うことができるものとされました。国に認めら

れた場合には特例措置が講じられることとされています。

宮城県内では、平成24年2月4日に「民間投資促進特区(ものづくり産業版)」の認定を受けて以降、平成26年3月までに35の「復興推進計画」が国の認定を受けました。

表：復興推進計画の認定状況(認定計画数：県内計35件)(平成26年3月31日現在)

①県申請分(認定8件)

	計画の名称	申請主体	特例の内容等	認定日
税制	民間投資促進特区(ものづくり産業版)	34市町村と共同	ものづくり産業B業種【指定件数(事業者数):508件(409者)(平成26年2月28日現在)】 工場立地の係る緑地規制の緩和(平成24年5月25日認定)	H24年2月9日
	同(IT産業版)	17市町村と共同	IT産業7業種【指定件数(事業者数):79件(71者)(平成26年2月28日現在)】	H24年6月12日
	同(IT農業版)	11市町村と共同	農業及び関連産業【指定件数(事業者数):6件(5者)(平成26年2月28日現在)】	H24年9月28日
規制・手続	宮城県保健・医療・福祉復興推進計画	県単独	医療・介護確保のための各種基準の緩和	H24年4月10日
	確定拠出年金加入者生活再建促進特区	県単独	確定拠出年金の係る中途脱退要件の緩和	H25年3月26日
	復興推進計画(応急仮設建築物活用事業)	10市町と共同	応急仮設建築物の存続期間延長	H25年4月12日
	宮城県石巻市桃浦地区水産業復興特区	県単独	特定区画漁業権の免許に係る優先順位の特例	H25年4月23日
	宮城県復興推進計画(公営住宅関係)	35市町村と共同	公営住宅の入居、譲渡処分に係る要件の緩和	H25年10月29日

②市町村申請分(認定27件)○税制の特例に係る計画(認定11件)

計画の名称	申請主体	対象業種等	認定日
農と食のフロンティア推進特区	仙台市	農業及び関連産業	H24年3月2日
仙台港背後地交流推進特区		水族館及び関連小売業等	H25年4月12日
石巻まちなか再生特区	石巻市	医歯業・福祉・介護業、商業等	H24年3月23日
愛ランド特区		商業、観光、再生可能エネルギー関連産業等	H24年7月27日
住まい供給特区		有料賃貸住宅供給事業	H25年3月26日
千賀の浦観光推進特区	塩竈市	観光関連業(利子補給金の支給を含む。)	H24年3月23日
「海と生きる」観光復興推進特区	気仙沼市	観光関連業	H25年6月11日
まちづくり促進特区	多賀城市	商業、医療・福祉・介護業等	H24年12月14日
玉浦西地区復興まちづくり特区	岩沼市	商業、医療・福祉等サービス産業等	H25年3月26日
東松島環境交流特区	東松島市	商業、ツーリズム関連産業、再生可能エネルギー関連産業等	H24年12月14日
商業まちづくり復興特区	山元町	商業、医療業等	H25年10月29日

○規制・手続の緩和、利子補給金の支給に係る計画(認定16件)

特例の内容	申請主体(認定日)
食料供給等施設整備における農地転用許可基準緩和	石巻市(平成24年3月23日)
応急仮設建築物の存続期間延長	石巻市(平成25年4月26日)、塩竈市(平成25年9月13日)、仙台市(平成26年1月31日)
建築基準法上の用途規制緩和	七ヶ浜町(平成24年9月28日)、女川町(平成24年11月6日)、南三陸町(平成25年10月11日)
復興特区利子補給金の支給	石巻市(平成25年2月1日、平成25年11月5日)、仙台市(平成25年2月22日、平成26年1月31日)、白石市(平成25年2月22日)、大和町(平成25年2月22日)、塩竈市(平成25年11月5日)、栗原市(平成25年11月5日)、村田町(平成26年1月31日)